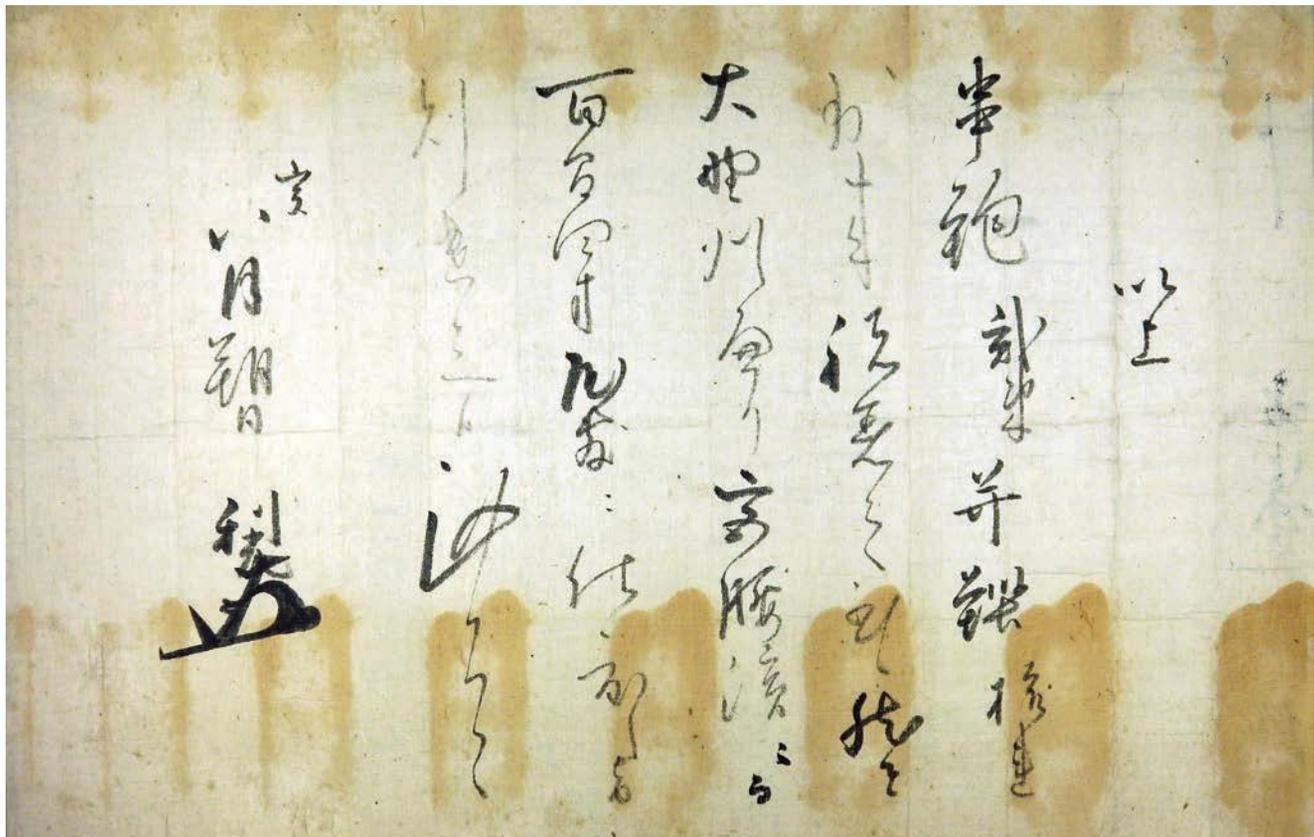


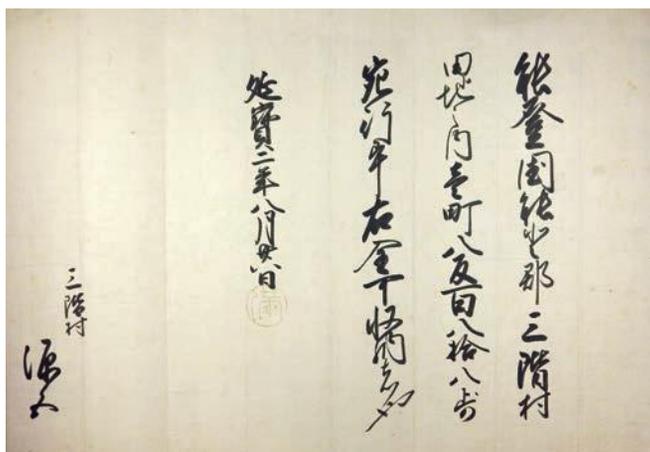
特49 浜屋文庫目録



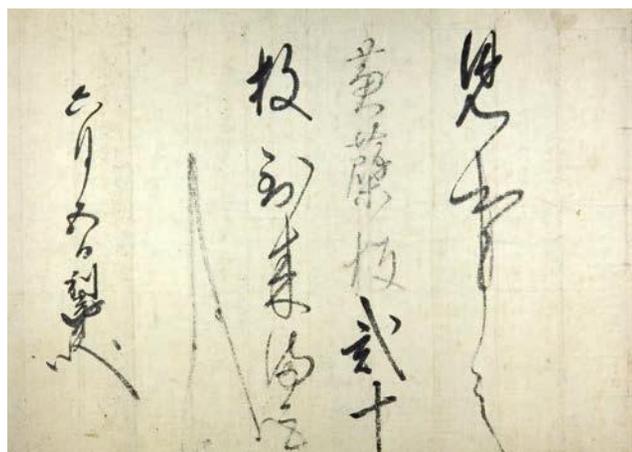
前田利常書状(串鮑・鰹到来に付礼状及び屋敷遣に付) 49.11-1



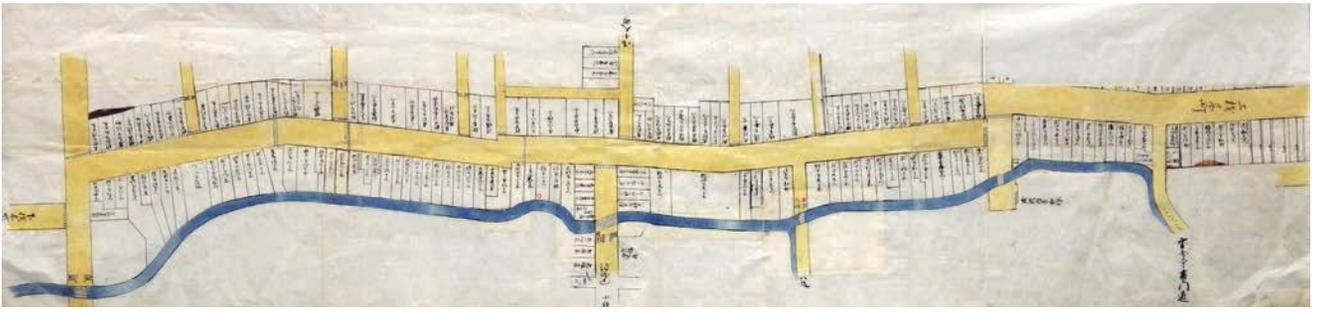
前田利常免許状(舟役免許状) 49.11-2



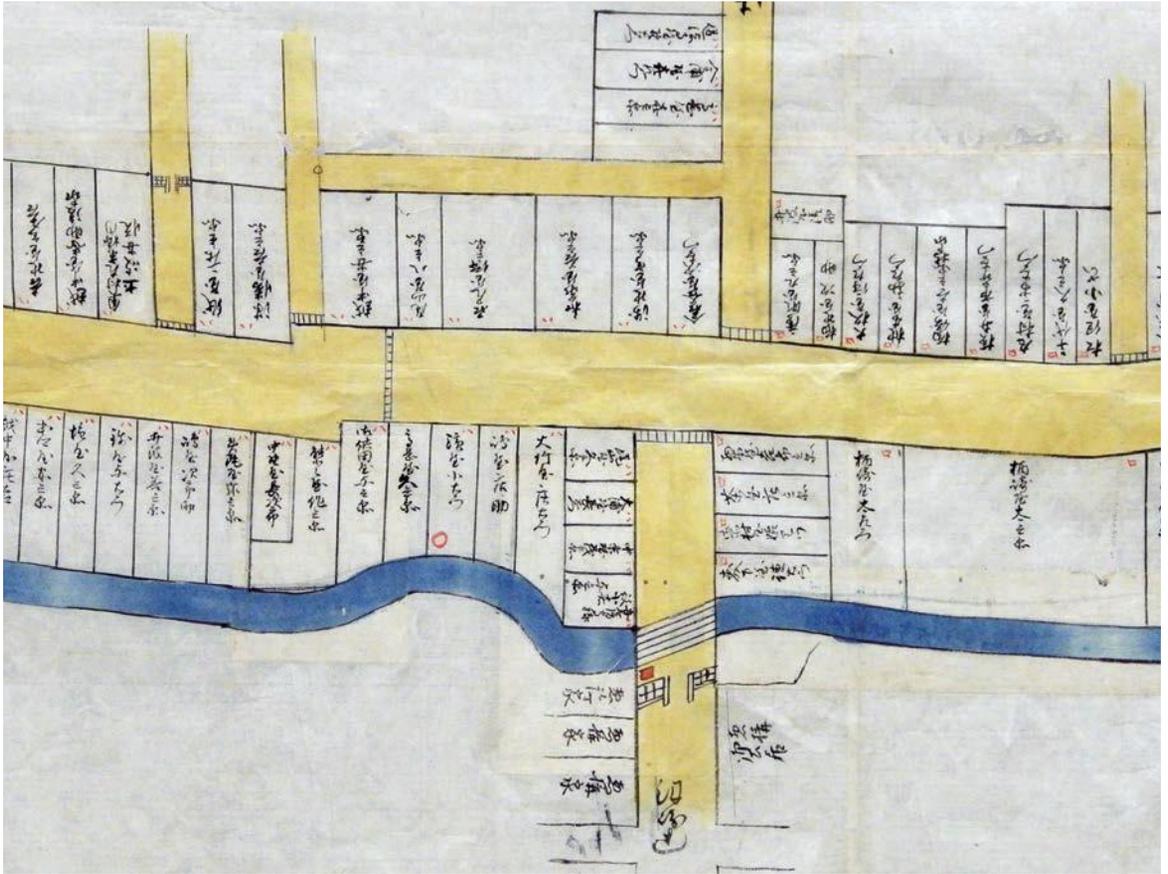
前田綱紀田地宛行状 49.11-5



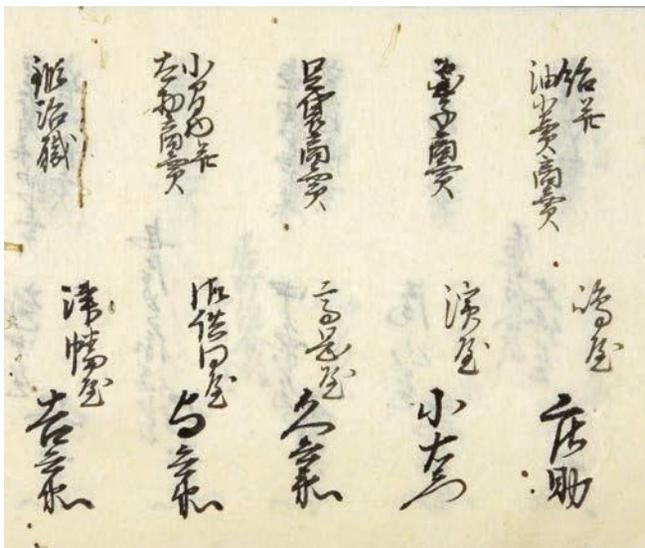
前田利常書状(黄蘗板到来に付) 49.11-3 ①



上材木町絵図 49.21-4



同上 (朱丸「浜屋小右衛門」)



上材木町名帳 (「金沢町絵図名帳」) 090-1034④

序

この度、平尾家・中山家・浜屋家の三家の文書を整理し、それぞれ当館の「平尾文庫」・「瓜生村役人中山文庫」・「浜屋文庫」として保存・公開することといたしました。

平尾文庫は、加賀八家の筆頭本多家の家臣平尾家に遺された文書です。万延元年（一八六〇）に建てられた平尾家の住宅は、湯涌町の「江戸村」に現在移築され、金沢市の指定文化財となっております。

瓜生村役人中山文庫は、藩政後期から明治期にかけての山村の人々の生活の実情が具体的に窺える史料群であります。浜屋文庫は、材木町で質商・菓子商売を営んだ町人で、明治期には堤町に支店を出しています。

加賀藩における武家・山村・町人という三様の文庫は加賀藩・金沢の歴史を総合的に考える貴重な史料でもあります。これらの三つの文庫が新たに近世史料館の文庫に追加されましたことは当館所蔵史料の懐が一層深まったと思います。

これらの史料を保存公開することは、歴史都市金沢における当館の責務であります。今後とも新たな文書群の公開に一層努めてまいりますとともに、公開によりみなさまの歴史都市金沢への理解が深まることを祈っております。

平成三〇年三月

金沢市立玉川図書館

近世史料館

館長 村田 英彦

凡例

- 1、本目録は平尾文庫・瓜生村役人中山文庫・浜屋文庫の三つの文庫目録により構成される。平尾文庫は本多家五万石の家臣平尾家の文書で、平成二六年、歴史都市推進課より移管されたものである。瓜生村役人中山文庫は羽咋郡瓜生村（現津幡町瓜生）の村役人を勤めた中山家に遺された山村文書で、平成二四年度購入史料である。浜屋文庫は、藩政初期は宮腰町で海商を営み、後に金沢城下で質商を営んだ町人文書で、平成二八年度購入史料である。それぞれ本館の四三番目及び四六番目・四九番目の特殊文庫となる。
- 2、目録記載は（分類）番号・（史料）標題・（作成）年月日・差出（作成者名）・宛名・形態・墨付（冊子の場合）・点数の順に記した。標題については原題のままのもの、補足したもの、新たに付したものがあがるが、それらについて各々注記はしていない。史料の作成年月日については、記載のない場合でも推定できるものについては（ ）を付して推定年を記した。冊子物の丁数は白紙部を除いた墨付部の丁数である。次行には内容や内題・巻次等に關わる情報を記した。
- 3、分類については、それぞれ武家文書・山村文書・町人文書と性格が異なる文書群であるため、それぞれの文庫ごとに異なる。各文庫の目次を参照してほしい。
- 4、史料の配列は分類毎に編年を基本とし、年代未詳の場合は干支のあるもの、月日のあるもの、年月日未詳のもの順に配するが、内容により大まかな年代などが推定できる場合はその限りではない。
- 5、標題や解題中に身分上の呼称が出てくるが、これは過去の身分制の肯定や差別の容認ではない。歴史上の事実として存在したものであり、歴史・時代を認識する上で隠すべきではなく、史料にあるがままに表記した。
- 6、平尾文庫の目録作成は岡島大峰（元近世史料館職員、現大阪城天守閣学芸員）が担当し、編集・解説は宮下和幸が行った。瓜生村役人中山文庫の目録作成・解説・編集は袖吉正樹が行った。浜屋文庫の目録作成は見瀬弘美（元近世史料館職員）が担当し、解説・編集は小西昌志が行った。なお、各文庫の史料撰については道下勝太・鎌田康平・安土絢が担当した。なお、各文庫の整理及び公開のための登録作業は本館職員全員で行った。

特49 浜屋文庫目録 目次

	I	藩主・御用	11	藩主	193
		御用	12		193
	II	支配	21	藩政・町政	194
	III	家	31	由緒	195
		家族	32		196
		屋敷・財産	33		198
		家計	34		199
		信仰	35		200
		交際	36		200
	IV	商売	41	金融	201
		菓子業	42		206
		その他商売	43		209
		参考品			213
		史料撰			221
		解説			214
	V	学芸	51	教養	210
		能・謡	52		211
		歌	53		211
		書画	54		212
		兵学	55		212
		地誌・郷土	56		212

番号 標 題 年月日 形態 点数

I 藩主・御用

11 藩主

1 前田利常書状 寅(慶長19年)8月朔日 堅紙 1

(串鮑・鯉到来礼状及び屋敷遣に付)

利光(判)↓森田武兵衛

(端裏書)「森田武兵衛殿 筑」

2 前田利常免許状(舟役免許状) 元和7年3月17日 折紙 1

(印)「満」↓森田四郎左衛門

3 前田利常書状(黄蘗板到来に付) 6月5日 ①堅紙 2

および同写

利光(判)↓森田四郎左衛門

4 前田利常書状(白鳥到来に付) 12月22日 ①堅紙 2

および同写

利光(判)↓森田四郎左衛門

5 前田綱紀田地宛行状 延宝2年8月28日 堅紙 1

(印)「満」↓三階村源五

12 御用

1 御用舟関係綴 こより綴(6枚) 1

①松前御船の鉄、宮腰鍛冶屋預に付 寛永9年3月21日 切紙

書状

森田四郎左衛門(判)↓主計・三右衛門

②申分不致旨証文(前欠) 寛永9年11月25日 切続紙

山本内記(判印)・石黒少介(判印)↓森田四郎左衛門尉

③寛永六年松前船にて遣わす兵糧米 寛永7年8月6日 一紙

余り銀の事

井内清兵衛(判)・寺西左兵衛(判)↓森田四郎左衛門

④御舟囲御用に付請取銀子小払目録 寛永16年11月22日 切紙

指上証文

大島八兵衛(判)・池森清右衛門(判)↓宮腰町九郎三郎・四兵衛

(裏書) 斎藤中務(印)・河原兵庫(印)・森権大夫(印)

⑤能越より為登材木請取状 元和8年12月3日 一紙

石黒九兵衛(判印)・萩原彦兵衛(判印)↓森田四郎左衛門・三上四郎右衛門

⑥高小判百三拾兩払方算用書 元和8年7月12日 続紙

宿 田中吉兵衛(判印)・沢賀五郎右衛門(判印)「道金」

↓森田四郎左衛門尉・三上四郎右衛門尉

2 御婚禮御作法手控 (年未詳) 横帳(14丁) 1

3 竹沢御殿御庭方御用祝義控帳 明治元年10月20日 長帳(3丁) 1

上材木町三丁目 浜屋甚七

4 別紙御覚書御用広瀬五十八郎を以 7月 切紙 1

達書

↓浜屋甚七

5 火番等勤に付銭下賜状 切紙 2

①↓蓮池御庭小買物御用浜屋甚七 7月

②↓竹沢御庭方小買物御用浜屋甚七

番号 標 題 年月日 形態 点数

II 支配

21 藩政・町政

- 1 頭役就任に付祝状 (宝暦14年) 3月15日 切紙 1
高辻前中納言(判) ↓ 渡辺与左衛門
- 2 藤大夫詩作に付書状 正月20日 切続紙 1
山本基興 ↓ 忠順
- 3 竹田権兵衛無類成人品等につき付 正月27日 切紙 1
書状
- 4 上材木町絵図(写) (文化8年) 彩色一枚 40×155cm 1
- 5 辰年分上納銀書上および請取状 辰10月 切紙 2
①御銀裁許 ↓ 浜屋小右衛門
②御借上銀方(印) ↓ 浜屋小右衛門 辰11月11日
- 6 当年分借上銀請取状 ①巳8月8日 切紙 2
御借上銀方(印) ↓ 浜屋小右衛門
②午8月21日
- 7 当年分御用銀請取状 申7月 切紙 1
御用銀方(印) ↓ 浜屋小右衛門
- 8 五力年御用銀請取状 切紙 6
①御調達銀方(印) ↓ 浜屋幸右衛門 (文政13年) 寅5月
②御調達銀方(印) ↓ 浜屋幸右衛門 (天保2年) 卯6月
③御調達銀方(印) ↓ 浜屋幸右衛門 (天保3年) 辰5月
④御調達銀方(印) ↓ 浜屋幸右衛門 (天保4年) 巳6月
⑤御調達銀方(印) ↓ 浜屋幸右衛門 (天保5年) 午6月
⑥御算用場(印「算用場」) ↓ 浜屋幸右衛門
- 9 米掛渡申付書 (天保9年) 戊戌4月 一紙 1
勘定所(印「勘定所」) ↓ 浜屋小右衛門
- 10 施米請取状 午正月 切続紙 1
組合頭久兵衛(印)・同弥助(印) ↓ 浜屋小右衛門
- 11 施米請取状 酉2月 切紙 1
組合頭五右衛門(印)・同弥助(印)・同茂助・同久兵衛(印) ↓ 浜屋小右衛門
- 12 引田屋嘉兵衛御小家縮所行に付入 文久元年12月 長帳(2丁) 1
用帳 (浜屋甚七)
- 13 御祝儀御出控帳および組合頭入払 文久2年4月8日 長帳(8丁) 1
覚書 上材木町組合頭浜屋甚七
- 14 金岩重左衛門・組合頭・肝煎等へ(年未詳) 切紙 1
の進物書上覚
- 15 当年分上納銀書上および請取状 ①子9月 切紙 2
御借上銀方(印) ↓ 浜屋甚七
②子11月
- 16 当年分上納銀請取状 切紙 4
御借上銀方(印) ↓ 上材木町浜屋甚七
①丑11月
②寅11月
③申10月
④戌11月
- 17 当年分上納半銀受取状 切紙 2
御借上方(印) ↓ 浜屋甚七
①辰5月
②辰10月
- 18 御仕法につき取上木綿下ヶ渡願一 (元治元々慶応元年) 横帳(27丁) 1
件写

天保6年8月

19 施米請取状 寅8月 切紙 1

20 組合頭久兵衛(印)・次郎助(印)・徳兵衛(印)↓浜屋甚七
三月中賄代銭受取状 戌2月29日 切紙 1

21 御助小屋上役↓吹屋町組合頭弥助
足田屋燻す御助小屋賄方願に付 3月25日 切紙 1
聞届達書

22 与合頭弥助↓浜屋甚七
正月分請取状 12月28日 切統紙 1

23 吹屋町嘉兵衛
困窮者へ施銭に付仰渡状(後欠) 巳9月 切紙 1
↓材木町二丁目浜屋甚七

24 救恤金請取および褒状
①市政局(印)「市政局」↓材木町浜屋甚七 午(明治3年)4月 切紙 2
②市政掛↓上材木町浜屋甚七 庚午(明治3年)閏10月 切統紙 1
(明治3年)午5月 切紙 1

25 冥加銭請取状
集学所(印「集学所」)↓浜屋次郎吉 切紙 1

26 材木町三丁目一番・四番組合惣代 明治6年6月3日 切統紙 1
任命状

27 区会所↓森田甚七
第十一区小四区副戸長申付状 明治6年11月29日 用紙 1

28 石川県↓森田甚七
学資金寄附奇特に付褒状 明治9年12月20日 切紙 1
石川県↓平民森田次郎吉

Ⅲ 家

31 由緒

1 中将様御尋に付所持御書・由緒答書および経緯書等 5

①所持御書・由緒答書 天明5年10月 一紙

上材木町浜屋与三兵衛↓町御奉行所

(端裏書「此文案之通書上ル」)

②経緯書 天明5年10月 切紙

上材木町浜屋与三兵衛

③由緒書(初案) 天明5年10月 切統紙

上材木町浜屋与三兵衛↓町御奉行所

④由緒書(下書) (天明5年)巳10月 一紙

(端裏書「最初ハ此通書上候得とも相帰リ別紙之分改書上ル」)

⑤由緒書(下書) 上材木町浜屋与三兵衛(印「森田」)↓ 一紙

上材木町浜屋与三兵衛↓

2 浜屋由緒書(下書) 文政6年10月 一紙

上材木町浜屋小右衛門

3 由緒書(下書) 正月 一紙

上材木町浜屋小右衛門

4 由緒順次書上 嘉永7年6月 一紙

上材木町浜屋甚七(判印)

番号	標 題	年 月 日	形態	点数	4	袋	
32 家族	1 浜屋甚七倅治三郎病中・病死入用等留帳	甲寅(嘉永7年)5月	長帳(8丁)	1	葬式入用等留書入袋	嘉永7年〜元治元年	
	2 浜屋治三郎葬式入用銀請取綴	(嘉永7年)	こより綴(4枚)	1	・(嘉永7年5月九代目甚七倅治三郎) ・(嘉永7年6月八代目小(幸)右衛門) ・(安政4年11月九代目甚七三男為次郎) ・(元治元年4月九代目甚七母)		
	① 僧布施等代金書上	5月9日	切統紙		5 浜屋甚七倅次三郎法事に付伝渡書	安政2年4月	切統紙
	② 御供金寺納覚書	5月9日	切統紙		6 浜屋甚七娘いゑ婚姻一件		
	③ 駕籠等代金請取	5月7日	切統紙		① 石浦町酒屋藤次郎嫁宴に付引出物等扣	安政3年2月26日	長帳(11丁)
	④ 足袋・晒木綿等代金受取	5月9日	切統紙		② 結納に付書状	青陽18日	切統紙
	3 浜屋幸右衛門葬式入用等代銀請取綴	(嘉永7年)寅6月23日	こより綴(6枚)	1	③ 酒屋藤次郎様他宛進上品目録		仮綴(2丁)
	① 晒木綿・足袋等代金受取書	田井屋七兵衛(判)↓浜屋甚七	切統紙		7 浜屋甚七娘いゑ安産一件	安政4年7月3日	長帳(4丁)
	② 二月から六月分代金受取書	(判)↓浜屋甚七	切統紙		8 浜屋為次郎葬儀関係綴	(安政4年)	こより綴(5枚)
	③ 祈祷入用受取書	宝泉坊役僧↓浜屋	切紙		① 枕経布施・塔婆等代金書上	(巳12月)朔日	切紙
④ 葬式入用受取書	宝泉坊役僧↓浜屋	切統紙		② 為次郎和歌	為次郎(代詠)	切紙	
⑤ くわい・わさび・ミカン等正月から六月分代金受取書	宝泉坊(印)↓浜屋甚七	切紙		③ 葬送句		切紙	
⑥ 駕籠・呉座・数珠等代金受取書	越中屋理助↓浜屋甚七	切統紙		④ 熊膽・寿応丸等代金書上		切紙	
	越中屋小兵衛↓浜屋	切統紙		⑤ 晒木綿等代金受取書	巳12月朔日	切紙	
				9 浜屋甚七娘いゑ再縁一件			
				① 能登屋彦三郎嫁娶一件	安政7年3月吉日	長帳(9丁)	
				② 再縁入用之覚	(3・4月)	長帳(9丁)	
				③ 里開御土産目録	(4月23日)	折紙	

- 10 浜屋治郎助前髪祝并駒三郎袴着祝 安政7年〜文久元年 長帳(8丁) 一件 帶封有
- 11 浜屋甚七娘春縁組一件 文久3年4月8日 長帳(7丁) ①春縁組祝儀覚帳 帶封有
- 12 ②甚七様他宛土産物目録 折紙
- 12 浜屋甚七実母病死一件 4 長帳(15丁)
- ①真月妙雲大師葬儀帳 元治元年4月29日
- ②母病死に付諸入用書上 元治元年4月29日 切統紙(包封有)
- ③棺代銀等差引残高書上 元治元年)子5月 切統紙
- ④晒木綿・足袋等代銀請取状 杉木屋甚四郎↓浜屋甚七 元治元年)子5月 切統紙
- 13 浜屋次郎助嫁娶一件扣帳 田井屋七兵衛(印)「ふともの類」小立野波着寺前/田井屋七兵衛)↓浜屋甚七 慶応元年12月27日 長帳(7丁) 帶封有
- 14 田井屋小兵衛娘利き婚姻一件 材木町浜屋甚七 慶応2年12月16日 長帳(5丁)
- 15 祝宴関係食材及び作料等代銭受取状 松尾 卯3月8日 切統紙
- 16 里開祝宴出席者・献立・料理等諸綴 齋 宗助(判)↓森田 卯3月8日 こより綴(17枚)
- 17 里等への赤飯・饅頭他土産物書上 3月 切紙
- 18 婚礼に付取極条々 喜鶴↓(浜屋)松斬 卯3月8日 切統紙
- 19 宇兵衛様他宛婚礼関係進上品目録 (年未詳) 折紙
- 20 導師布施等葬儀費用書上 (年未詳) 切紙
- 21 穴掘入用等葬儀費用書上 (年未詳) 切紙
- 22 来春帰国予定に付書簡 10月3日 切統紙
- みはや達三郎↓浜屋甚七
- 23 山代行諸費書上 辰12月18日 切統紙 (松任茶代)〜(白銀屋)
- 24 旅費書上 (年未詳) 切統紙
- 25 浜屋甚七娘こう縁組一件 明治3年9月9日 長帳(4丁) 浜屋娘こう
- 26 駒次郎養子縁組覚 明治6年11月 長帳(2丁) 森田治郎吉
- 27 別家森田小左衛門病死一件 明治10年2月2日 長帳(4丁) ①本家治郎吉葬式執行に付入用書・音進物扣 明治10年2月2日
- ②小左衛門死去に付宝泉坊へ合葬願 小左衛門親戚森田次郎吉(印)↓墓地取扱書 明治10年2月2日 切紙
- ③葬儀関係代金書上および馳走礼状 2月8日 切紙
- 28 墓地上地願 宝泉坊↓森田 明治11年1月 野紙
- 29 種痘済証明証および種痘謝金受取書 第十大区小四区材木町森田治郎吉(印)↓第十大区長大野木克正 明治11年9月10日 切紙
- ①石川県種痘本局(印)「種痘本局」 鑑定増徳法教(印) ↓石川県第十大区小四区材木町森田治郎吉長女とみ
- ②石川県第十大区務所(印)「種痘所」↓森田次郎吉
- 30 森田駒次郎縁組一件 明治11年9月26日 長帳(14丁)
- 31 縁組・法事関係等覚帳 (明治11年) 長帳(5丁) (森田駒次郎縁組関係)・(森田小左衛門一周忌関係)
- 32 森田駒次郎様他八人名書 (明治11〜14年) 切紙
- 33 鏡餅配布名書(後欠) (明治11〜14年) 切紙
- 34 森田小三郎・田村権六妹縁組一卷 明治26年5月15日 長帳(12丁)

番号	標 題	年 月 日	形態	点数		昭和10年11月15日	写真	1
35	森田治郎吉長女留・金丸宅次郎婚 姻一卷	明治26年(5月19日)	長帳(8丁)	1				
36	次郎吉様他宛婚札関係進上品目録	(年未詳)	折紙	1				
37	森田甚七葬儀・法事等一卷	明治30年8月31日	長帳(16丁)	1				
38	葬儀関係音物覚	(年未詳)	長帳(12丁)	1				
39	返礼交名簿	(年未詳)	長帳(6丁)	1				
40	森田甚七一周忌一卷	明治31年8月29日	小帳(6丁)	1				
	森田次郎吉							
41	森田甚七妻ヒサ死去一件	明治35年7月25日	長帳(13丁)	3				
	①甚七妻ヒサ死去一卷		長帳(2丁)					
	②入用金覚		長帳(4丁)					
	③買物帳							
	森田治郎吉							
42	甚七妻一周忌につき到来物覚書	(明治36年)	長帳(11丁)	1				
43	故豊治・彦三郎供養につき雑費書上	大正8年12月13日	折紙	1				
	十一世小三郎・梅							
44	帰宅懇願書簡	(年未詳)	切続紙	1				
	小弟↓梅							
45	葬儀諸費用書付	(年未詳)	折紙	1				
46	作文帳	昭和14年4・5・12月	原稿用紙綴(21枚)	1				
	森田鋼三							
47	日本諸学研究ノート	昭和18年9月13日	原稿用紙等綴(29丁)	1				
	森田鋼三							
48	青年男性写真	大正13年正月元旦	写真	2				
	①和装立姿							
	「呈 知庵」 金沢市尾張町スミレ写真館							
	②和装椅子座姿							
49	森田鋼三君写真	昭和10年11月15日	写真	1				
	木谷吉次郎↓ (写真館) Marukoshi. I.r.s.							
50	男子学生写真	(年未詳)	写真	2				
	①制服制帽顔写真							
	②二人柔道着姿							
51	女性写真(紋付立姿)	(年未詳)	写真	1				
	33 屋敷・財産							
1	家屋敷売渡証文	明暦元年10月11日	一紙	1				
	のゝ市や九郎右衛門後家(略判)・をとゝ又兵衛(判)↓はまや与三右衛門							
2	高岡屋久兵衛より買入地所坪数等覚	(天保14年買入)	切紙	1				
3	母部屋建に付普請入用控	文久3年4月5日	横帳(11丁)	1				
4	屋敷売渡代銭請取状及び買請地所図			2				
	①和田左兵衛(判印)↓森田甚七	明治4年8月	一紙					
	②森田甚七	明治4年8月25日	切紙					
5	元惣構川フチ地十坪買受に付一件	明治7年7月29日	一紙	2				
	①地所売渡仮証文	明治7年7月29日	一紙					
	第十一区賢坂辻小坂与兵衛(印)・松田弥兵衛(印)↓森田次郎吉							
	②買請二付地面代・石積代等入用金	明治7年8月1日	折紙					
	書上							
6	地所代価請取証(味噌蔵町裏町)	明治9年3月9日	野紙	1				
	地主加賀国第十一区小四区賢坂辻小坂与兵衛(印)↓森田治郎吉							
	[奥書] 戸長中村平六郎(印)							
7	材木代金領収書	明治10年2月9日	切続紙	1				
	大屋店↓森田							
8	建物讓渡一件(材木町三丁目六番)	明治11年12月4日	一紙	5				
	①建物讓渡証文							
	森田治郎吉↓森田駒次郎							

②地所并建物譲渡に付奥書調印願

罫紙

譲渡人第十大区小四区材木町森田治郎吉・讓請人森田駒次郎↓戸長島林一平

③譲渡建物(2枚)

一紙

建物譲渡主石川県第十一区材木町森田治郎吉↓森田駒次郎

④敷地略図

一紙

9 隠居再相続并家名再興願(草稿お 明治14年7月)

よび下書)

①金沢区材木町森田駒次郎・右父隠居森田治郎吉↓金沢区長加藤恒

罫紙綴(5枚)

②金沢区材木町森田駒次郎・養父隠居森田治郎吉・酒屋藤次郎本家林栄次郎

↓金沢区長加藤恒

切続紙

10 相続顛末覚書

明治15年5月3日

封筒

11 相続并譲渡約定書紛失に付一札

明治15年5月

一紙

林駒次郎(印)↓森田小三郎・後見森田治郎吉

12 地所譲渡証文(材木町三丁目六番)

明治17年5月23日

一紙

讓人金沢区材木町森田小三郎・後見森田次郎吉(印)・親戚林駒次郎(印)

・同千木野宇兵衛(印)↓森田次郎吉「奥書」戸長伊藤可(印)

13 近火見舞および見舞返礼書上

(明治28年)

横帳(7丁)

14 類焼見舞書付帳(清書および下書)

(明治30年5月)

①横帳(16丁)

②仮綴

15 賃貸借契約解約証(材木町三丁目六番)

明治44年5月31日

罫紙

賃借人金沢市石屋小路富樫永次郎(印)↓森田次郎吉

「奥書」明治44年5月31日(印「金沢区裁判所印」)

16 道具扣

(年未詳)

長帳(4丁)

34 家計

1 半年締銀錢調理帳

申(万延元年)〜卯(明治12年)横帳(102丁)

2 海そうめん・塩松茸等代錢書上

子5月19日

切続紙

近江屋小兵衛↓浜屋

3 白小袖・晒木綿等代銀書上

丑4月

切紙

井波屋与兵衛↓能甚

4 青磁花生等代銀受取状

巳2月9日

切続紙

桜屋亀六(判)↓浜屋甚七

5 鯛・立貝等代錢書上

巳2月21日

切続紙

越中や久兵衛↓浜屋甚七

6 諸蠟燭納品書

2月4日

切紙

石見屋伊兵衛↓浜屋甚七

7 小物五拾丁代錢請求書

2月4日

切続紙

物屋↓浜屋

8 するめ・こい等代錢受取状

2月25日

切続紙

天久↓森田甚七

9 二月十八日分代錢書上

2月

切紙

水六

10 波茸・角天等代錢書上

2月18日

切続紙

山ノ小兵衛↓浜屋甚七

11 二月分錢高書上

3月

切続紙

山小兵衛↓浜屋甚七

12 売上代錢差引書上

5月2日

切続紙

山小(印文「金沢下近江町越中屋□兵衛□□□所」)↓浜屋

13 くわい・青柳等代錢請取状

5月4日

切紙

(屋号記号「□」・判)↓上

14 代錢受取状

5月7日

切紙

山ノ小兵衛↓浜屋甚七

番号	標 題	年 月 日	形態	点数	2	3	4	5	6	7
15	蓮根・平茸等食材書上および代金 （年未詳） 受取書			2	宝泉坊内略図 宝泉坊（印）↓浜屋小右衛門 （年未詳）	一枚（24×36cm）	1			
16	蓮根・平茸等代銭書上（後欠） （年未詳） 山様		切紙	1	宝泉坊内書（前欠） 宝泉坊役僧↓浜甚	7月29日	切紙	1		
17	買物等代金書上	卯9月5辰4月	長帳（2丁）	1	野道具代銀書上 ひものや与三左衛門↓宝泉坊	12月	切紙	1		
18	売上代金領収書	明治12年3月10日	切続紙	1	宝集寺院代（印）↓森田次郎吉	明治16年6月1日	切紙	1		
19	晒等代金書上	越沢太助（印文「加州金沢越沢太助」）↓森田 丑2月	切紙	1	金銭受納証					
20	食品代等払帳	大正7年5月10月	横帳（15丁）	1	宗和流茶湯覚書 青菰堂生斬	嘉永5年閏2月	袋綴（16丁）	1		
21	友白髪代金受取状	卯2月25日	切紙	1	御茶会記 （浜屋甚七）	（嘉永3年5慶応2年）	横帳（45丁）	1		
22	ふち高代金領収書	卯2月	切続紙	1	備前水指等陶磁器等代銀請取書 いつみ（判）↓浜屋	正月27日	切続紙	1		
23	雑費請取状（前欠） 高野内↓森田次郎吉	酉12月25日	切続紙	1	①一品書 いつみ↓		切紙	1		
24	諸蠟燭納品書 石見谷伊兵衛↓浜谷	2月25日	切続紙	1	②一品書 いつみ↓		切紙	1		
25	箱二個代金請取状 麻生店（印）↓森田	11月5日	切続紙	1	③一品書「与興不二」 いつみ↓		切紙	1		
35 信仰										
1	宝泉坊再建志寺納状 宝泉坊（印）↓浜屋小右衛門	（弘化3年）午7月15日	切紙	1	④染付手桶水指代金差引覚書 いつみ↓浜屋	（嘉永7年）閏7月25日	切紙	1		
36 交際										

⑤瀬戸茶入等代金請取書
いつミ↓青菰堂
ミ9月25日
切続紙

⑥青磁箱入等代金差引請取書
いつミ↓浜屋
(安政2年)卯9月
切紙

⑦瀬戸茶入等代金請取書
いつミ↓浜屋
3月17日
切紙

4 柏葉釜等諸釜値段書上
(年未詳)
切続紙

5 節分の日、湯わかしにつき招待書
石川↓森田御隠居
2月2日
切紙

6 湯わかし待つ旨書簡
十間町金丸↓森次郎吉
4月12日
切紙

7 木偶代残銀返し方依頼状
8月1日
切紙

8 肴一籠到来に付礼状
(年未詳)
切紙

9 御庭箒・持病等に付書状
卯月19日
切続紙

10 子息音曲聴聞等礼状および箒・肴
(年未詳)
切続紙

11 浅草海苔送付に付添状
留三郎↓森田御老翁
1月23日
切紙

12 質入の羽織に付書簡
宮辺政雄↓金沢市下本町森田健太郎
12月3日
はがき

IV 商 売

41 金融

1 借用証文等綴
延宝3年5寛政6年
こより綴(39枚) 1

①銀子借用証文
千木野屋宇兵衛(判印)・同喜助(判印)↓浜屋小右衛門
午9月
一紙

②銭借用証文
小池吉左衛門(印)・吉岡平兵衛(印)・本江勘左衛門(印)↓浜屋小右衛門
亥12月
切紙

③元利支払に付書状
(小杉)伝右衛門(印)↓与三右衛門
(巳8月)
切紙

④銀子預り状
野々市屋長左衛門(印)↓はまや与三右衛門
申11月21日
切紙

⑤御蔵米前銀請取状
みな口や太郎兵衛(印)↓はまや与三右衛門
延宝6年11月24日
切紙

⑥買懸銀皆済約定書
久田清左衛門(判印)↓材木町浜屋与三右衛門
享保13年11月
切紙

⑦年賦残銀証文
成瀬内蔵助内久保田兵右衛門(印)・若林勘左衛門(印)↓浜屋七兵衛
丙寅9月
一紙

⑧屋根葺入用に付預け祠堂銀請取状
宝泉坊現住宏範(判印)・請人永久寺(判)↓はまや与三右衛門
享保12年10月5日
一紙

⑨銀子借用証文
大和守様御内にて みゆ(印)↓はまや七兵衛
延享元年7月14日
切紙

⑩銀子借用証文
高岡屋次郎兵衛(判印)↓浜屋与三右衛門
享保7年12月5日
切紙

⑪利息銭渡状(前欠)
鶴林寺内 黙翁
丑10月29日
続紙

⑫銀子借用証文
堀治太夫(判印)↓はまや市兵衛
享保21年4月14日
切紙

番号 標 題 年月日 形態 点数

- ⑬ 銀子借用証文
ゆゑ屋五右衛門(判印) ↓ はま屋七兵衛
卯正月5日 切紙
- ⑭ 家屋敷売券状
材木町増屋九兵衛(印) ↓ 浜屋与三右衛門
宝永元年4月23日 切紙
- ⑮ 銀子借用証文
宝泉坊(判印) ↓ 浜屋与三右衛門
宝永3年6月19日 切紙
- ⑯ 銀子借用証文
寶脇嘉右衛門(判印) ↓ 平松屋平右衛門
宝曆3年5月18日 一紙
〔奥書〕吉岡貞右衛門(判)・堀内善兵衛(判)
- ⑰ 銀子借用証文
松任屋甚右衛門(判印) ↓ 浜屋七兵衛
宝暦元年12月20日 切紙
- ⑱ 家屋敷売渡証文
塩屋仁兵衛(印) ↓ 浜屋市兵衛
正徳元年10月8日 切紙
- ⑲ 銀子借用証文
松任屋甚右衛門(判印) ↓ 浜屋七兵衛
寛延3年12月5日 切紙
- ⑳ 鋪地売渡証文
紅屋次郎兵衛(印) ↓ 浜屋与三右衛門
元禄14年7月6日 切紙
- ㉑ 銀子借用証文
大くわや孫右衛門(判) ↓ はまや七兵衛
亥7月14日 切紙
- ㉒ 銀子借用証文
宝泉坊(判印) ↓ はまや七兵衛
元文3年7月28日 切紙
- ㉓ 銀子借用証文
小杉伝右衛門(判印) ↓ 浜屋与三右衛門
享保10年6月朔日 切紙
- ㉔ 銀子借用証文
白崎忠右衛門(判)・四十物屋太兵衛(印) ↓ はまや七兵衛
寛保元年4月24日 切紙
- ㉕ 故平松屋平右衛門諸道具折半に付 証文
寛政6年正月29日 切紙
平松屋梅(印)・金浦左平(判) ↓ 浜屋小右衛門・平屋安右衛門

- ㉖ 銀子借用証文
示のや安右衛門(印) ↓ はま屋七兵衛
未12月晦日 切紙
- ㉗ 銀子借用証文
江上屋彦七(印) ↓ 浜屋七兵衛
享保15年6月10日 切紙
- ㉘ 銀子借用証文
山岸寛大夫(判印) ↓ 浜屋与三右衛門
(享保14年)酉閏9月8日 切紙
- ㉙ 式拾ヶ年賦返済証文
大久保逸角(判印) ↓ 浜屋七兵衛
宝暦元年12月29日 切紙
- ㉚ 銀子借用証文
メの屋安右衛門(印) ↓ はまや七兵衛
寛保2年3月朔日 切紙
- ㉛ 夜着質入銀子借用証文
中村与左衛門内寺内宅右衛門(印)・清水加蔵(印) ↓ 浜屋七兵衛
延享2年10月29日 一紙
- ㉜ 銀子借用証文
清水八郎右衛門(判印) ↓ 上材木町浜屋市兵衛
享保4年正月5日 切紙
- ㉝ 銀子借用証文
齋藤忠五(判印)・松田十右衛門(判印) ↓ 浜屋七兵衛・同与三兵衛
延享3年8月17日 切紙
- ㉞ 銀子借用証文
松田十右衛門(判)・坂井次右衛門(判印) ↓ 浜屋七兵衛
寛延3年7月 一紙
- ㉟ 銀子借用証文
八坂鶴林寺内 黙翁(判)・禅鏡(判)・千岩(印) ↓ 浜屋七兵衛
(寛保2年)壬戌8月6日 一紙
- ㊱ 祠堂銀預り証文
はま屋与三右衛門 ↓ 宝泉坊〔奥書〕未十月七日与三右衛門
享保11年10月1日 一紙
- ㊲ 御除知米に付証文(後欠)
(年未詳) 続紙
- ㊳ 道具等質入銀子借用証文
中村与左衛門(判印) ↓ 浜屋七兵衛
寛延4年7月 一紙
- ㊴ 銀子借用証文
渡辺彦進(判印)・渡辺朝右衛門(判印) 使田中七兵衛(判印) ↓ 紙屋三郎右衛門
延宝3年12月18日 一紙

- 2 横山大和守収納米払切手(払米切手) 元文元年10月15日 一紙
- 松枝八郎兵衛(判印)・結城津大夫(判印) ↓井波能美屋豊右衛門
(継紙)長田屋豊右衛門(印)
- 3 奥野左膳収納米払切手(払米切手) 文化5年7月 一紙
- 高桑治左衛門(判印)・小竹環蔵(判印)・森江庄左衛門(判印)
↓東岩瀬大島屋藤兵衛
- 4 永代有金銀控帳 嘉永元年7月〜万延元年7月 横帳(40丁)
- 森田幸右衛門
- 5 疋田屋嘉兵衛殿江取替銀等指引覚帳 安政2年8月〜5年2月 横帳(6丁)
- 堤安大夫
- 6 張直し代銀受取状 辰3月17日 切続紙
- そのや藤兵衛↓浜屋様御口添
- 7 引田屋取替銀覚并入口覚 午9月15日 長帳(2丁)
- 8 疋田屋持之分材木・人足賃等書上帳 午11月 長帳(3丁)
- 杉本屋甚兵衛↓浜屋甚七
- 9 材木及びび人夫代銀書上 未3月 切続紙
- 杉木屋甚兵衛↓疋田屋様分
- 10 年末年始差引決算書 文久元年5月23日 袋綴(3丁)
- (疋田屋 嘉兵衛(判) ↓浜屋甚七・村山誠太夫)
- 11 勘左衛門扶持方米御渡依頼状 午12月 切紙
- (米切手)
- 若林惣大夫(印) ↓沢崎惣兵衛・深山安大夫
- 12 算用残り銀請取状 11月6日 切紙
- 堤安太夫(判) ↓浜屋甚七
- 13 上坂蔵人様より合力米に付一件 安政5年)午正月 切紙(包有)
- ①合力米申付書 (上坂) ↓浜屋甚七
- ②出頭依頼状 正月23日 切続紙
- 上坂蔵人内田中弥右衛門・瀧沢左守 ↓浜屋甚七
- 14 上坂蔵人様御機嫌窺に付所口行諸(慶応4年7月) 切続紙
- 入用書上 (浜屋甚七)
- 15 上坂蔵人所口在往に付往復旅費綴(慶応4年) こより綴
- ①差引残銀書上 辰8月8日 切紙
- 高田源四郎 ↓はま屋
- ②宿泊料請取状 8月5日 切紙
- 今浜新屋四右衛門(印)
- ③宿泊料請取状 辰8月11日 切紙
- 高松若松屋左右衛門(印) ↓上坂蔵人様御内松本義蔵
- ④宿泊料請求状 辰8月9日 切紙
- 二宮宿平右衛門(印)
- ⑤人足賃請取状 辰8月9日 切続紙
- 問屋
- ⑥宿駅毎の旅費書上 年末詳 切続紙
- ⑦津幡より能州所口まで駅々伝馬帳 辰8月 長帳2丁
- 上坂蔵人内松本儀蔵(印)
- ⑧所口より金沢迄駅々人高帳 辰8月 長帳2丁
- 上坂蔵人内松本儀蔵(印)
- 16 所口御用に付旅費等諸入用覚 (慶応4年) ①こより綴(3枚) 3
- ②③切続紙
- 17 西尾隼人様地米買付案内 巳7月21日 切続紙
- 中条屋喜右衛門(印)「加州金沢材木町三丁目中条屋喜助」 ↓浜屋甚七
- 18 預米引出に付案内書 未正月 切紙
- 福田八郎左衛門(印) ↓福久屋仁兵衛
- 19 利足銀持参に付書付 子7月 切紙
- 沢嘉兵衛 ↓浜屋甚七

番号	標 題	年 月 日	形態	点数
20	沢屋嘉兵衛米切手質入に付借用状 等綴		こより綴(13枚)	1
①	米切手質入に付銀子借用状 沢屋嘉兵衛(印「加州金沢沢嘉」) ↓浜屋甚七	寅10月	切続紙	
②	米切手質入に付銀子借用状 沢屋嘉兵衛(印「加州金沢沢嘉」) ↓浜屋甚七	寅10月	切紙	
③	利足銀指上状 沢屋嘉兵衛↓浜屋甚七	寅7月	切紙	
④	米切手質入に付銀子借用状 沢屋嘉兵衛(印「加州金沢沢嘉」) ↓浜屋甚七	寅7月	切紙	
⑤	米切手質入に付銀子借用状 深谷屋源兵衛(印)↓沢屋嘉兵衛	寅8月	切紙	
⑥	利足銀指上状 沢屋嘉兵衛↓浜屋甚七	申7月14日	切続紙	
⑦	利足銀指上状 沢屋嘉兵衛↓浜屋甚七	申12月	切紙	
⑧	利足銀指上状 沢屋嘉兵衛↓浜屋甚七	丑12月	切続紙	
⑨	米切手質入に付銀子借用状 沢屋嘉兵衛(印「加州金沢沢嘉」) ↓浜屋甚七	寅4月	切続紙	
⑩	質物(米切手)入替申状 沢屋嘉兵衛(印「加州金沢沢嘉」) ↓浜屋甚七	寅4月27日	切紙	
⑪	質物(米切手)入替申状 沢屋嘉兵衛(印「加州金沢沢嘉」) ↓浜屋甚七	寅5月9日	切続紙	
⑫	利足銀指上状 沢屋嘉兵衛↓浜屋甚七	寅12月	切紙	
⑬	十一月分元利覚書 (年未詳)		切紙	
21	利足銀指上状 沢屋嘉兵衛↓浜屋甚七	辰7月	切続紙	1
22	米切手質入に付銀子借用状 松任屋武兵衛(印「加州金沢沢嘉」) ↓沢嘉兵衛	辰7月	切続紙	1
23	銀子等借用証文および質物入替状 等綴(明治3・4年)		こより綴(31枚)	1
①	銀子借用願に付書状 浅川清左衛門↓はまや次郎助	午正月11日	切紙	
②	銭札預け置に付書状 上坂(印「源泉充」) ↓浜屋松斬子	庚午5月	切紙	
③	銀子借用証文 浅川清左衛門(判)↓はま屋甚七	午10月12日	切紙	
④	銀子借用証文 田辺次郎吉↓浜屋甚七	(明治3年)午閏10月4日	切紙	
⑤	各地銀高覚	未3月7日	切紙	
⑥	預り銀子覚 田井屋小兵衛(判)↓浜屋甚七	午11月朔日	切紙	
⑦	預り銀子覚 田井屋小兵衛(判)↓浜屋甚七	(明治3年)午閏10月5日	切紙	
⑧	利足銀指上状 沢屋嘉兵衛↓浜屋甚七	午12月29日	切続紙	
⑨	銀子返済に付御印物(米切手)御渡願 沢嘉↓浜甚	3月7日	切紙	
⑩	元利金指上状 田井屋小兵衛↓浜屋甚七	午12月29日	切紙	
⑪	蔵米切手等質入に付銭借用状 沢屋嘉兵衛(印「加州金沢沢嘉」) ↓浜屋甚七	未2月	切続紙	
⑫	質物(蔵米切手等)入替状 沢嘉(印「加州金沢沢嘉」) ↓浜甚	2月21日	切続紙	

- ⑬質物(米切手)入替状 未正月晦日 切紙
沢屋嘉兵衛↓浜屋甚七
- ⑭質物(米切手)入替状 正月17日 切紙
沢屋嘉兵衛(印「加州金沢沢嘉」)↓浜屋
- ⑮質物(米切手)入替状 正月15日 切続紙
沢嘉↓浜屋
- ⑯質物(米切手)入替状 未正月14日 切紙
沢嘉(印「加州金沢沢嘉」)↓浜屋甚七
- ⑰質物(米切手)入替状 午12月22日 切紙
沢嘉(印「加州金沢沢嘉」)↓浜屋
- ⑱金子質入に付錢借用状 午12月 切続紙
沢屋嘉兵衛(印「加州金沢沢嘉」)↓浜屋甚七
- ⑲蔵米切手等質入に付錢借用状 午12月 切紙
沢屋嘉兵衛(印「加州金沢沢嘉」)↓浜屋甚七
- ⑳質物(米切手)入替状 午12月23日 切紙
沢嘉(印「加州金沢沢嘉」)↓浜甚
- ㉑質物(米切手)入替状 12月23日 切続紙
沢嘉(印「加州金沢沢嘉」)↓浜甚
- ㉒質物(米切手)入替状 午12月13日 切紙
沢嘉(印「加州金沢沢嘉」)↓浜甚
- ㉓質物(米切手)入替状 11月17日 切紙
沢嘉↓浜甚
- ㉔質物(米切手)入替状 午閏10月16日 切紙
沢嘉(印「加州金沢沢嘉」)↓浜甚
- ㉕蔵米切等手質入に付錢借用状 午10月20日 切紙
沢屋嘉兵衛(印「加州金沢沢嘉」)↓浜屋甚七
- ㉖質物(米切手)入替状 午10月18日 切紙
沢屋嘉兵衛(印「加州金沢沢嘉」)↓浜屋甚七

- ⑳質物(米切手)入替状 午10月12日 切続紙
沢屋嘉兵衛(印「加州金沢沢嘉」)↓浜甚
- ㉑米切手質入に付錢借用状 午9月 切紙
沢屋嘉兵衛(印「加州金沢沢嘉」)↓浜屋甚吉
- ㉒質物(米切手)入替状 午8月12日 切紙
沢屋嘉兵衛(印「加州金沢沢嘉」)↓浜甚
- ㉓米切手質入に付錢借用状 午8月 切紙
沢屋嘉兵衛(印「加州金沢沢嘉」)↓浜屋甚七
- ㉔蔵米切手質入に付錢借用状 午7月 切紙
沢屋嘉兵衛(印「加州金沢沢嘉」)↓はま屋甚七
- ㉕銀子持参に付請取願書 卯9月23日 切紙
小嘉わ内↓おひて
- ㉖銀子借用証文および渡方願書 卯7月14日 切続紙
長野和平(印)↓はま屋甚七
- ㉗銀子拝借願書 4月8日 切紙
長野和平(印)↓はま屋甚七
- ㉘銀子拝借願書 5月24日 切続紙
長野和平↓浜や松斬
- ㉙銀子借用証文 辰12月 切紙
渡辺元卓(判)↓浜屋甚七
- ㉚利足銀請取覚書 巳9月16日 切紙
- ㉛利指上覚扣 未7月5日 切続紙
浜屋甚七
- ㉜錢借用証文 未10月5日 切紙
千木野屋宇兵衛(印「金沢南町千字」)↓浜屋甚七
- ㉝銀子借用証文 申2月 切紙
瀧四郎兵衛(印)↓浜屋甚七

番号	標 題	年 月 日	形 態	点 数	6
34	利足銀指上状 沢屋嘉兵衛↓浜屋甚七	亥7月	切紙	1	店先に孫庇張出願および許可書 明治13年7月2日 野紙 金沢区材木町三丁目六番地 平民森田駒次郎(印)↓石川県令千坂高雅 〔奥書〕明治13年7月6日 石川県金沢警察署(印)「石川県金沢警察署」
35	金子請取に付礼状 小左衛門↓甚七	4月16日	切紙	1	菓子法書 明治14年12月上旬 横帳(32丁) (森田)甚七写
36	米切手御渡に付銀子借用願書 中条屋喜右衛門(印文「加州金沢材木町三丁目中条屋喜助」)↓浜屋甚七	7月5日	切紙	1	臨時開館閉場式施行に付御参館願 明治15年5月20日 切紙 石川県勸業博物館↓森田次郎吉
37	御兩人米代銀請取依頼書 酒太四郎↓はま甚七	7月18日	切紙	1	菓子出来方目録 明治15年12月 長帳(4丁) 林 駒次郎
38	指上銀内訳書上 (年未詳)		切続紙	1	菓子法書 明治16年10月写改 横帳(25丁)
39	金銀比価書上 (年未詳)		切紙	2	金沢区材木町三丁目六番地 森田小三郎
40	請取拾歩一銀高書上 (年未詳)		切続紙	1	菓子法 明治17年10月10日 横帳(39丁) 森田治郎吉
42	菓子業				
1	生菓子株譲渡状および株代銀請取状 菊屋五左衛門(印)↓浜屋小右衛門	①西5月 ②西5月7日	一紙 切紙		12 堤丁支店御菓子見本帳 (年未詳) 彩色 横帳(31丁) 材木町森田治郎吉(印)
2	金沢勸業博物館内第二課出張所へ 出頭命令書 石川県庁↓森田次郎吉	(明治)11年7月5日	切紙(封筒有)	1	13 大日本帝国政府営業免許鑑札 明治18年7月1日 用紙 3 石川県金沢区役所(印)「石川県金沢区役所印」↓石川県金沢区材木町三丁目六番地 森田治郎吉
3	菓子箱控帳 森田	明治13年2月1日	長帳(6丁)	1	14 諸書類綴 明治18~30年 こより綴(17枚) 1 ①当座預り金規定 印刷 明治30年8月3日
4	蒸菓子・干菓子仕立控 森田	明治13年2月1日	長帳(6丁)	1	株式会社加州銀行 明治30年7月13日 一紙 ②金三百円借用証文控 借主金沢市材木町「欠損」・証人同市賢坂辻林理作↓金丸孫太郎
5	干菓子等仕立および店開入用等控 森田甚七	明治13年6月30日	合綴(35丁)	1	

③ 死産に付埋葬許可願および認可 明治29年10月26日 罫紙等綴
書・死産証明書

喪主森田次郎吉(印) ↓ 金沢市長長谷川準也
〔奥書〕金沢市長長谷川準也(印)

④ 当座借越金約定書および担保地略 明治30年8月 罫紙等綴
函(上堤町45番)

本人金沢市材木町森田治郎吉・引受証人同市賢坂辻林他三郎 ↓ 金沢株式会社加州
銀行

⑤ 金十八円借用証文 明治27年5月5日 切紙

金沢市材木町樋口吉平(印「樋口吉平之印」) ↓ 森田次郎吉

⑥ 営業品目増加御届(餅小売) 明治19年2月20日 用紙

金沢市材木町森田治郎吉(印) ↓ (印「石川県金沢区殿町外八十八箇町戸長役場
印」)

⑦ 謝託契約書 明治25年5月28日 罫紙

田村権六(印) ↓ 森田次郎吉・市村宇八

⑧ 地券証印税代金領収書 明治19年5月6日 用紙

金沢区殿町外八十八ヶ町戸長役場(印「高村忠久」) ↓ 味噌蔵町森田次郎吉

⑨ 地所(味噌蔵町裏丁)売渡代金請取証 明治19年5月6日 罫紙

金沢区本町岸政範(印) ↓ 森田次郎吉

⑩ 地所(材木町三丁目五番地)売渡証文 明治27年5月5日 罫紙

金沢市材木町田中実・右后見人右同人母沢田志奈(印) ↓ 森田次郎吉

〔奥書〕「登記済(印「金沢区裁判所印」)」

⑪ 菓子仕入鑑札御下渡願および許可書 明治18年6月15日 罫紙

金沢区材木町菓子製造人森田次郎吉(印)・石川県金沢区味噌蔵町下中町外八十
八ヶ町戸長上阪千景(印「戸長上坂千景」) ↓ 石川県金沢区長稲垣義方

〔奥書〕明治18年7月3日石川県金沢区長稲垣義方(印「石川県金沢区長稲垣義方」)

⑫ 菓子営業願および許可書 明治18年6月15日 罫紙

金沢区材木町菓子製造人森田次郎吉(印)・石川県金沢区味噌蔵町下中町外八十
八ヶ町戸長上阪千景(印「戸長上坂千景」) ↓ 石川県金沢区長稲垣義方

⑬ 自家用料酒免許願および許可書 明治19年1月25日 罫紙

金沢区材木町菓子製造人森田次郎吉(印)・石川県金沢区味噌蔵町下中町外八十
八ヶ町戸長上阪千景(印「戸長上坂千景」) ↓ 石川県金沢区長稲垣義方

⑭ 月算用(菓子売上書) 明治19年1月5日 横帳(16丁) 1

⑮ 落雁・金花糖・煎餅形番控および各種印鑑 明治19年9月改 横帳(25丁) 1

青菰堂

⑯ 商標登録一件 明治27年5月14日 一紙 16

⑰ 商標明細書(本書) 明治27年5月14日 一紙

菓子営業石川県金沢市材木町森田治郎吉(印) ↓ 農商務大臣榎本武揚

⑱ 商標明細書(下書) 明治27年5月14日 一紙

菓子営業石川県金沢市材木町森田治郎吉(印) ↓ 農商務大臣榎本武揚

⑲ 商標登録願(下書) 明治27年5月14日 一紙

↓ 農商務大臣榎本武揚

⑳ 商標登録願書領収証 明治27年5月16日 はがき

農商務省特許局長(印「特許局長」) ↓ 石川県金沢市材木町森田治郎吉

㉑ 願書訂正通知書 明治27年5月17日 一紙

農商務省特許局長柳谷謙太郎(印「特許局長」) ↓ 森田治郎吉

㉒ 商標登録願書訂正 明治27年5月20日 一紙

出願人石川県金沢市材木町菓子営業人森田次郎吉 ↓ 農商務省特許局長柳谷謙太
郎

㉓ 訂正通知書 明治27年7月19日 こより綴(2枚)

農商務省特許局長柳谷謙太郎(印「特許局長」) ↓ 森田治郎吉

番号 標 題 年 月 日 形態 点数

⑧ 商標明細書訂正 明治27年7月23日 一紙

出願人石川県金沢市材木町菓子営業森田治郎吉↓農商務省特許局長柳谷謙太郎

⑨ 商標登録通知書 明治27年8月7日 一紙(封筒有)

農商務省特許局長柳谷謙太郎(印「特許局長」)↓森田治郎吉

⑩ 商標明細書(下書) 明治27年8月12日 一紙

出願人石川県金沢市材木町菓子営業森田治郎吉↓農商務大臣子爵榎本武揚

⑪ 商標明細書(下書) 明治27年8月12日 一紙

出願人石川県金沢市材木町菓子営業森田治郎吉↓農商務大臣子爵榎本武揚

⑫ 商標明細書(下書) 明治27年8月12日 一紙

出願人石川県金沢市材木町菓子営業森田治郎吉↓農商務大臣子爵榎本武揚

⑬ 商標明細書(下書) 明治27年8月12日 一紙

出願人石川県金沢市材木町菓子営業森田治郎吉↓農商務大臣子爵榎本武揚

⑭ 商標明細書(下書) 明治27年8月12日 一紙

出願人石川県金沢市材木町菓子営業森田治郎吉↓農商務大臣子爵榎本武揚

⑮ 特許局よりの封筒 明治27年8月15日 封筒

特許局↓石川県金沢市材木町森田治郎吉

⑯ 商標登録証 明治27年8月21日 綴(3枚)封筒有

農商務大臣子爵榎本武揚(印「農商務大臣之印」)・農商務省特許局長柳谷謙太郎

(印「特許局長」)↓石川県金沢市材木町菓子営業森田治郎吉

⑰ 登録商標紋形 (年未詳) 型紙(袋有) 6

⑱ 第四回内国勸業博覧会出品領収証 明治28年3月11日 用紙 1

第四回内国勸業博覧会金沢市委員事務所(印「第四回内国勸業博覧会金沢市委員事務所印」)↓森田治郎吉

20 登録商標印版不用に付受取方通知 明治28年5月1日 はがき 1

農商務省特許局(印)↓石川県金沢市材木町森田治郎吉

21 明治二十八年度菓子税・営業税滞 明治29年2月3日 用紙

納金督促令状および送達書

石川県収税属松野幾之(印)↓金沢市材木町森田次郎吉

(送達者)使丁 南部勝二郎(印)

22 金五百円借用証(下書) 明治30年11月 用紙綴(5枚)

負債主加賀国金沢市材木町森田治郎吉

23 金三百五十円預り証 明治35年3月5日 野紙

金沢市十間町金丸孫太郎(印)↓森田治郎吉

24 金百五十円借用証 明治35年3月15日 野紙

金沢市十間町金丸孫太郎(印)↓森田次郎吉

25 菓子等決算控帳 明治37年1月6日 長帳(8丁)

森田店

26 明治三十七年後期決算控帳 明治38年1月9日 長帳(5丁)

森田青菰堂(印文「御菓子所金沢材木町森田」)

27 凱旋記念内国製産品博覧会褒賞状 明治39年5月11日 賞状

会長従四位三井八郎次郎(印)・總裁従三位勲二等大森鐘一(印)↓石川県森田治郎吉

28 有功銅牌褒賞之証 明治41年6月5日 賞状

第一回東海物産品評会長勲四等鈴木友治郎(印)↓石川県森田治郎吉

〔審査総長〕従四位勲三等工学博士中沢岩太(印)

29 貸付契約締結に付通知 明治44年4月16日 用紙

株式会社石川県農工銀行(印)↓森田次郎吉

30 東京庚子銀行株券書換に付委任状 3月7日 野紙

送付願

金丸宅次郎(印)↓森田次郎吉

31 貸金領収書 大正3年4月7日 切続紙

菱木(印)↓森田

32 菓子等売上調帳 大正3年7月20日調 長帳(3丁)

はま屋(印)

1

33 菓子業金銭出納簿 ①大正4年11月 用紙 2 ②大正5年5月 横帳(13丁) 1

34 入払い覚帳(前欠) 大正6年 横帳(13丁) 1

35 入払い覚帳 大正7年5月~11月 横帳(3丁) 1

36 餅届方依頼状 2月21日 切続紙 1

第一大隊第一中隊臨事掛(印「高田」) ↓ 材木町森田次郎吉

37 五温・生姜漬等諸品代金書上 4月~6月 横帳(2丁) 1

38 菓子製造数及び職人日次書上 7~9月 切続紙 1

39 餅米・メリケン粉等仕入帳 (年未詳) 長帳(4丁) 1

40 米・銭高人別書上覚(断簡) (年未詳) 折紙 1

41 金銭差引残高書上(錯簡) (年未詳) 横帳(2丁) 1

42 惣入用高差引高等書上 (年未詳) 切続紙 1

43 その他商売

1 煙草印紙売捌人申付状 明治8年12月20日 切紙 1

石川県↓森田甚七

2 布告につき鱒網商売鑑札願および 明治9年10月5日 野紙 1

許可書

加賀国大十一区小四区材木町三丁目六番屋敷森田治郎吉(印「浜」)・右副戸長伊藤可(印「伊藤」)・右戸長藤江円太(印「藤江」) ↓ 石川県権令桐山純孝

「奥書」明治9年10月10日石川県権令桐山純孝(印「石川県権令桐山純孝印」)

3 郵便切手売立願および届書 明治17年5月 野紙綴(2枚) 1

金沢区材木町三丁目六番地森田治郎吉(印)・金沢区材木町三丁目外九ヶ町戸長伊藤可(印「戸長伊藤可」) ↓ 金沢駅通出張局

「奥書」明治17年6月金沢駅通出張局長心得駅通四等属佐野渡(印「駅通四等属佐野渡」)

4 郵便切手及び預金取扱所設置願控綴 ①郵便切手売立所等御免許願(下書) ②郵便切手売立願(控) ↓ 駅通総官野村植 明治17年5月 1

③貯金預所御設置願(控) 石川県金沢区材木町三丁目六番森田治郎吉 明治17年5月 1

5 郵便切手売立鑑札取扱心得書 金沢駅通出張局 明治17年7月31日 野紙 1

6 郵便物請取証他諸書類綴 ①大坂西村久吉宛書留郵便物請取証 明治20年7月28日 用紙 1

②田畑地価特別修正に付頭通知 石川県金沢区殿町外八十八ヶ町戸長役場(印) ↓ 味噌蔵町森田次郎吉 明治20年12月10日 用紙 1

③田中弥一郎分地租書上 年未詳 野紙 1

④所得税に付頭通知 金沢区殿町外八十八ヶ町戸長役場(印「国税掛」) ↓ 森田次郎吉 明治20年9月19日 野紙 1

⑤所得税に付頭通知 殿町外八十八ヶ町戸長役場(印「国税掛」) ↓ 森田次郎吉 明治20年8月10日 野紙 1

⑥所得税に付頭通知 殿町外八十八ヶ町戸長役場(印「国税掛」) ↓ 森田次郎吉 明治20年8月5日 野紙 1

7 酒税納税保証書および保証人依頼 契約書 ①保証人金沢市材木町森田治郎吉・保証人同市博労町金丸孫太郎(印)・酒類製造主金沢市十間町金丸宅次郎(印) ↓ 金沢税務管理局長水越理庸 明治34年6月12日 野紙 2

②金沢市十間町金丸宅次郎(印「金丸之」) ↓ 森田次郎吉 明治34年6月5日 一紙 1

番号 標 題 年月日 形態 点数
 8 質税請取書 年 月 日 形態 点数
 (印「商税取立印」) ↓ 森田次郎吉 酉12月22日 切紙 1

V 学芸

51 教養

- 1 急用間合即坐引 安永7年正月 木版・横帳(216丁) 1
大坂心齋橋南四丁目吉文字屋市兵衛(定栄堂主人)
- 2 万宝永代新雑書・増補改正年号重(寛政7年) 木版・一枚 1
宝記
- 3 増補改正六用集 (文政6年以降) 木版・一枚 2
①野田寺町永福寺版
- 4 甚七要文手控写 天保6年正月 横帳(34丁) 1
浜屋甚七
- 5 武鑑 安政6年 木版・横帳(73丁) 1
江戸日本橋南老町目須原屋茂兵衛
- 6 新增訂正年歴掌箋(後欠) 文久元年12月 木版・折本 1
大阪書林堺筋清水町伊予屋善兵衛
- 7 佐久間玄蕃処刑記(佐久間記抜書) (年未詳) 切紙 1
増補思ひよる日(命日一覽) 明治11年12月 木版・横帳(105丁)
- 8 編輯人古筆了悦・出版人赤松徳三・東京書林須原屋茂兵衛他
- 9 新刻 积尊御一代記図絵 明治25年5月15日 銅版・中本 6
翻刻兼発行者藤井富三郎・印刷者出雲寺文治郎
- ① 卷一 34丁
- ② 卷二 35丁
- ③ 卷三 36丁
- ④ 卷四 34丁
- ⑤ 卷五 27丁
- ⑥ 卷六 25丁

10 頭書篆書 帝国新玉篇 明治28年6月30日 印刷・豆本(390頁) 1

著作者岩崎隨鷗 発行兼印刷者京都市下京区三条通寺町西細川清助
京都合書堂梓

6 謡本 (年未詳) 大本 2

〔題箋〕(朱書)〔式冊之内(印「森田」)〕

①由良物狂・舞車・隱岐院・東国下・

初瀬六代・勸進帳・起請文・願書

②富有国・来殿・源氏供養・上宮太子・

実方・八景・一字頭・翁・二日目・

三日目・弓矢立合・船立合・土車・

竹林・鶴亀・雪山

7 地拍子事 (年未詳) 袋綴(10丁) 1

8 謡本等合冊 (年未詳) 袋綴(27丁) 1

52 能・謡

1 花伝書 坤(五・六・七・八) (年未詳) 袋綴(126丁) 1

せあみ(世阿弥)

2 能演目等書上 (年未詳) 横帳(9丁) 1

3 宝生流囉謡上下 文化7年正月 木版・中本(秩有) 2

宝生大夫

①囉謡上之部 237丁

②囉謡下之部 137丁

4 謡本 印刷・大本 2

寛政11年3月初版 明治44年9月増訂6版

著作者故宝生大夫・相統者校訂者宝生九郎・発行兼印刷者江島伊兵衛・

発行所椀屋謡曲書肆

①俊寛(12丁) 明治44年10月5日

②山姥(17丁) 大正4年5月

5 謡本 (年未詳) 大本 4

〔題箋〕(朱書)〔四冊之内(印「森田」)〕

①大原御幸・木賊・景清・鸚鵡小町・定家

②鷺・扶持・求塚・綾鼓・石橋

③望月・道成寺・卒塔婆・隅田川・砧

④姨捨・松垣・宝寺小町 40丁

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

番号 標 題 年月日 形態 点数

8 一休狂歌雀 (年未詳) 横帳(56) 1 55 兵学 九字之大事 文化7年中冬上流 折紙

54 書画

1	和漢書画摺印補正卷一	寛政11年暮春	木版・横帳(89丁)	1	2	軍容之卷	源有之(判印) ↓ 森田治郎助	文化9年正月写	彩色・袋綴(26丁)	1
2	和漢書画摺印補遺	文化7年5月	木版・横帳(68丁)	1	3	軍詞之卷 後	宝永4年 桃水子作	文化9年2月写	彩色・袋綴(31丁)	1
	京都寺町通五条上ル天王寺屋市郎兵衛他						宝永4年 桃水子作	上坂景融写		
3	摺印補正	天保5年3月	木版・横帳(82丁)	1	4	兵器之卷	宝永5年 桃水子作	上坂景融写	彩色・袋綴	3
	浪華書肆心齋橋筋張慶町柏原屋清右衛門・同北久太良町河内屋喜兵衛									
4	広求大成書画集覽	弘化元年12月15日	木版・横帳(89丁)	1	①上			文化9年2月写	57丁	
	大坂書肆大伝馬町丁子屋平兵衛板・心齋橋筋博勞帳河内屋茂兵衛他				②中			文化9年2月写	37丁	
5	滄岡画賛	(年未詳)	まくり	1	③下			文化9年3月写	29丁	
	従二品前侍從院卿 滄岡(印)				5	護身法条々書上(前後欠)		(年未詳)	切続紙	1
6	名画模写帳	(年未詳)	折本	1	6	切腹・介錯・敵討等に付家伝書(前後欠)		(年未詳)	切続紙	1
7	正陽門廟碑文(法帖)	天保7年12月	木版・折本	1						
	龍淵勝義									
8	素毫書「無二無事」	丁丑元旦	まくり	1	56	地誌・郷土				
	八十 素毫(印)				1	大日本道中独案内		天保12年	彩色・木版一枚	1
9	習字手本 上・下	(年未詳)	折本(厚紙表紙)	2		池田東籬悠翁編図 彫刻 井上治兵衛				
10	習字手本	(年未詳)	折本(板表紙)	3		松屋善兵衛・河内屋茂兵衛他				
	③「石川県加賀国金沢区材木丁三丁目六番地森田小三郎」				2	京都絵図	(年未詳)		彩色・木版一枚37×51cm	1
11	習字手本	(年未詳)	折本	3	3	犀川・浅野川淵名等書入絵図	(年未詳)		横帳(27丁)	1
12	習字手本	(年未詳)	折本	1	4	参拝記念 集印帳	①昭和11～17年		折本	2
	中村先生尽				5	横山町地藏尊の由来	②昭和14～18年		便箋(2枚)	1
13	習字手本	(年未詳)	折本(厚紙表紙)	1			(昭和50年以降)			
14	董其昌法帖	(年未詳)	折本	1						
	董其昌 (裏表紙)「森田次郎吉」									

参考品

1	扇面	彩色 扇面	2	9	鼈甲飾簪	① 橘に二つ花飾(一つ欠) 2本 ② 橘に七つ花飾 ③ 花玉飾 2本	かんざし	5
2	袱紗	袱紗	2	10	簪(金属)	① 二又(長15.5 cm) ② 二又(長10 cm) ③ 二又(長10.5 cm) ④ 二又(長13 cm 頭欠) ⑤ 飾(違鷹羽紋) 二又(長8 cm) ⑥ 飾(三味線・バチ) (長15 cm) ⑦ 飾(鎌) (長8 cm 頭欠) ⑧ 家紋(木瓜の内蛇目紋) 飾付(長14 cm) 2本	かんざし	9
3	ふろしき	風呂敷	6	11	筭	① 鼈甲金細工(幅1.5×長14 cm) ② 鼈甲(幅1×長13 cm) ③ 鼈甲(幅0.8 cm×長9.5 cm) ④ 漆器金属細工(幅1.3×長14.5 cm) ⑤ 漆器螺鈿細工(幅0.9 cm×長10.5 cm) ⑥ 木製両端金属翡翠付(幅0.5 cm×長15.5 cm) ⑦ 金属耳かき付(幅0.7 cm×長16.5 cm)	こうがい	7
4	絵柄布切	布きれ	10	12	珊瑚(飾部品)			
	① 桃に軍配・壺・花 (地色 紺) 3枚 ② 反物(唐草文)に花 (地色 紺) ③ 木瓜の内蛇目紋 (地色 紺) ④ 藍染布切端 4点 ⑤ 花小紋更紗 (地色 赤)			13	折り尺(象牙)			
5	懐紙入	懐紙入	3	14	刀・脇差(ミニチュア)			
	① 葡萄唐草紋錦 ② 丸紋重散らし ③ (複合紋)			15	節止箸入	① 刀(20.5 cm) ② 脇差(15.5 cm)		
6	爪楊枝入		1					
7	香袋	香袋	1					
8	鼈甲櫛(金属細工付)	櫛	1					

浜屋文庫解説

概要

浜屋文庫は、文化八年（二八一）に金沢城下の本町である上材木町で「団子商売」（『金沢町名帳』平成八年 金沢市立玉川図書館）を営んでいた「浜屋小右衛門」家に伝わった町人文書である。史料総数は三一三件四五一点、慶長期から昭和期までの史料があり、藩末期から明治期のものが多い。藩政期についてはほぼ全時期にわたって史料が確認できるが、「団子商売」関係の史料はほとんど確認できず、質商売などの史料が多く、金融関係の町人文書として貴重な文書群である。

四五一件の史料については便宜的に分類をしている。各分類や点数は、左表のとおりであるが、最初の数字「49」は浜屋文庫の番号、次の二桁が分類番号である。なお、本文中の（ ）内に「49」から始まる番号は浜屋文庫の史料番号を示している。

浜屋文庫 分類と点数

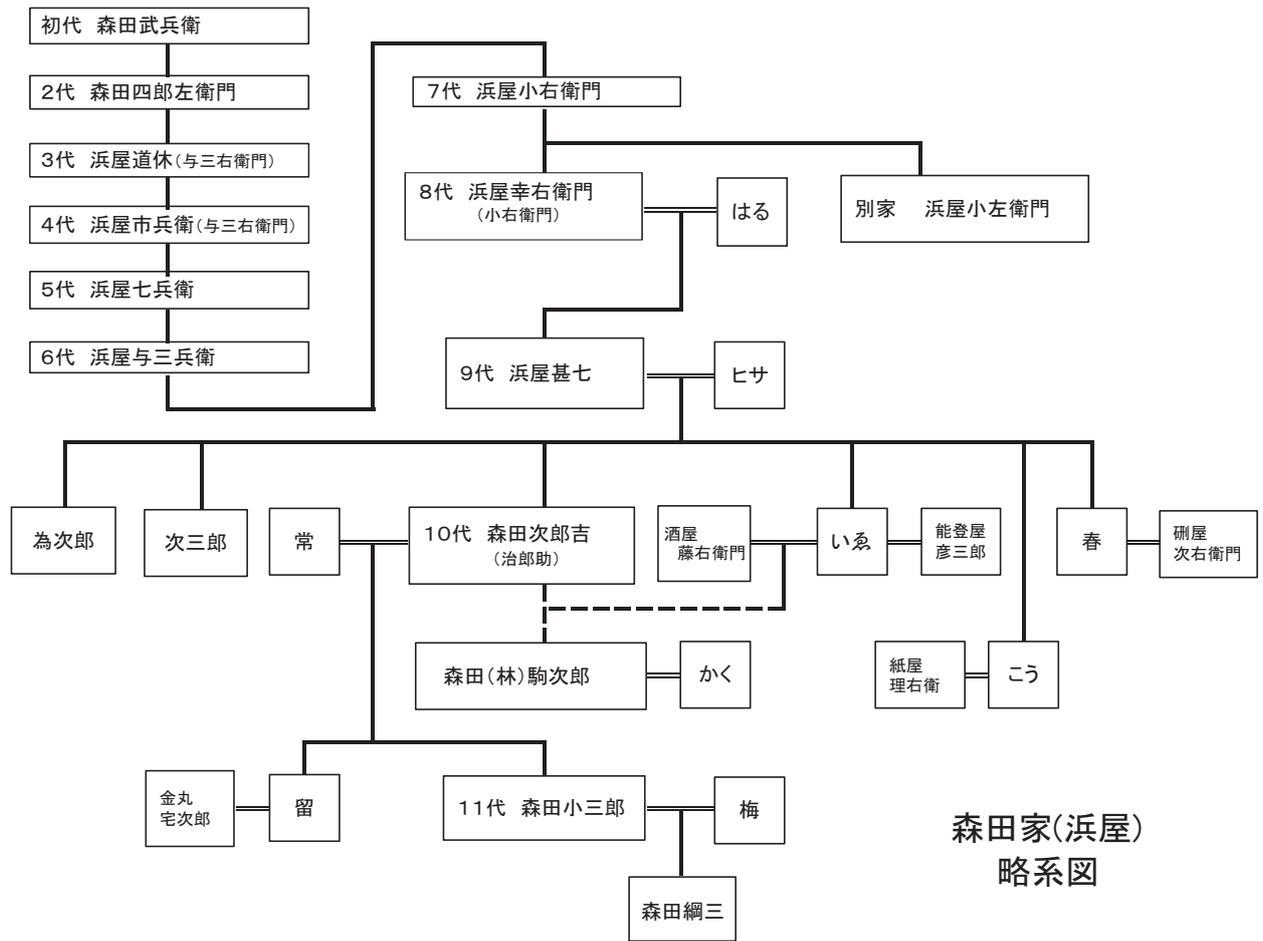
分類番号	分類	件数	点数
	I. 藩主・御用 (10件13点)		
49.11	藩主	5	7
49.12	御用	5	6
	II. 支配		
49.21	藩政・町政	28	41
	III. 家 (115件143点)		
49.31	由緒	4	8
49.32	家族	51	66
49.33	屋敷・財産	16	24
49.34	家計	25	26
49.35	信仰	7	7
49.36	交際	12	12
	IV. 商売 (90件121点)		
49.41	金融	40	45
49.42	菓子業	42	67
49.43	その他商売	8	9
	V. 学芸 (52件75点)		
49.51	教養	11	17
49.52	能・謡	8	14
49.53	歌	8	11
49.54	書画	14	19
49.55	兵学	6	8
49.56	地誌・郷土	5	6
	参考品	18	58
	総計	313	451

歴代

浜屋は屋号であり、苗字は森田、菩提寺は真言宗卯辰宝泉坊である。森田家の歴代については、由緒書（49・31・1〜4）類や家族（49・32）・相続関係（49・33・9・10）等から作成したものが略系図である。初代武兵衛・二代四郎左衛門は金沢城下の外港である石川郡宮腰（現金沢市金石町）で材木や御蔵米を扱う御用商人であった。三代道休は寛永年中に金沢上材木町に引越し、屋号を「浜屋」とし麦商売を営んでいる。四代市兵衛、五代七兵衛と続き、六代与三兵衛は七兵衛の娘である。七代小右衛門、その後嘉永七年（一八五四）に亡くなる八代幸右衛門と続き、九代甚七の時明治を迎え、甚七は明治三十年（一八九七）に亡くなっている。明治七年頃嗣いだ十代次郎吉（治郎助）は病気により一時養子駒次郎（姉の子）に代を譲るが、快復後は家督を戻している。その後十一代小三郎、十二代綱三と昭和まで続いている。

この他、「浜屋与三右衛門」の名前が、史料（49・33・1及び49・41・1）等から明暦元年（二六五五）や延宝六年（二六七八）〜享保十二年（二七二七）の年号で確認できる。この与三右衛門が歴代の人物の一人であるとすれば、初代武兵衛には慶長一九年（二六一四）の藩主書状、二代四郎左衛門には寛永九年（二六三二）の書状等があり、寛永年中に金沢に出た三代道休が隠居前に「与三右衛門」と名乗った可能性が高い。しかし、道休が享保十二年まで生きることは考え難いことから、四代市兵衛も与三右衛門を名乗ったか、宛所として相手方が父の名を記したことが考えられる。

その他、各代の主な藩政期の年代を推定すると、四代市兵衛が正徳〜享保期、五代七兵衛が元文〜宝暦期、六代与三兵衛が宝暦・天明期、七代小右衛門が寛政〜文政期、八代幸右衛門が文政〜嘉永期、九代甚七が安政から明治初年である。なお、八代幸右衛門については、文政六年（一八二三）の由緒書（49・31・2）には「右（七代）小右衛門子 浜屋小右衛門」と記していることから相続当初は「小右衛門」と名乗り、後に「幸右衛門」と表記するが、嘉永七年（一八五四）の葬儀関係の史料（49・32・4）等には「小右衛門」と記されている。なお、九代甚七は「松斬」（49・41・23②・27・28）の号を使っている。



森田家(浜屋) 略系図

以下、各分類ごとに補足等を記す。

I 藩主・御用

11 藩主 三代藩主利常の寛永九年(二六三二)以前の書状等が四点、最も古い慶長一九年(二六一四)の書状(49・11・1)には、大野川縁の宮腰浜に百間四方の地面が遣わされている。藩から海商に伴う舟や荷物置き場として使用を認められたものである。これら四点については天明五年(一七八五)に所持の理由や由緒等が藩から尋ねられ答えている(49・31・1)。

その他、延宝二年(二六七四)三階村源五宛の前田綱紀田地宛行状(49・11・5)は天明五年の御尋には含まれておらず、どのような経緯で浜屋に遣されたのか明確ではない。なお、宛所の三階村源五は能登鹿島郡三階村(現七尾市)住の十村で、三階村田地の内一町八反一八〇歩を宛行われている。

12 御用 御用舟関係綴(42・12・1)は元和・寛永期二代四郎左衛門関係文書である。①「松前御船の鉄、宮腰鍛冶屋預に付書状」の宛所「主計・三右衛門」について、主計は宮腰町年寄中山主計、三右衛門も一類の中山三右衛門である。「中山一衛先祖由緒帳」(旧宮腰町々年寄役 中山家文書目録)昭和六〇年 金沢市立図書館)の十四世祖父の記載箇所に「元和年中福島左衛門大輔御身体果申刻御国之商人船敦賀・若狭へ御留被為遊、此船奉行森田四郎衛門・中山主計二被仰付」とあり、二代四郎左衛門は中山主計とともに船奉行を任されていたことが確認できる。③「寛永六年松前船にて遣わす兵糧米余り銀の事」の差出である井内清兵衛・寺西全兵衛については「寛永四年侍帳(『加賀藩初期の侍帳』昭和一七年石川県図書館協会)に御算用衆(井内三百石、寺西二百石)として確認できる。⑤「能越より為登材木請取状」の差出である石黒九兵衛と萩原彦兵衛についても「寛永四年侍帳」に宮腰御材木奉行(石黒五〇石、萩原三〇石)として確認できる。

「御婚禮御作法手控」(49・12・2)については、「令様」の婚禮関係で表紙に「内膳様」とある。浜屋の役割も示され、本文中には「中藤瀬尾」等の記載が確認

きる。藩主家の婚礼御用ではなく高禄藩士の御用の可能性もあるが明確ではないのでここに含めた。

49・12・3・5は浜屋甚七が幕末から明治初年に、藩から竹沢御庭方小買物御用を命ぜられた時の関係史料である。4の広瀬五十八郎胤信(四五〇石)は幕末に頭分で近習御用や聞番を勤めた藩士である。

II 支配

21藩政・町政 1・3(49・21・1・3)は浜屋との直接関係は確認できていない史料である。1は渡辺与左衛門永以(七〇〇石)が宝暦十四年(一七六四)定番馬廻番頭に就任した際の高辻家長からの祝状である。2の差出である山本基興(二〇〇石)は持明院流の能書家山本基庸の嫡子で享保十四年(一七二九)に亡くなっている。3の竹田権兵衛(三〇〇石)は金春流能太夫で、書状中には「津田修理」・「奥村」伊予守の重臣名が確認できる。

「上材木町絵図」(49・21・4)は、文化八年(一八一二)の金沢町絵図(上材木町)の写である。金沢町絵図の作成は金沢町奉行の命により、町肝煎・組合頭が担当し作成・提出し町会所に保管されていたもので、商売まで記された「金沢町名帳」とセットである。当館には原本とされる金沢町絵図・名帳(郷土資料090・1034)やその写(氏家文庫13・0・101)を所蔵している。いずれも金沢町全町が揃っていない(二、資料・解題) 前掲「金沢町名帳」。上材木町については、郷土資料に名帳が確認(090・1034・46)できるが、絵図についてはこれまで当館に限らず確認されていなかった。

そこで浜屋文庫の「上材木町絵図」と名帳を対照することにする。名帳によると、上材木町の肝煎は新七、組合頭は三人で春田文平(イ印)、石見屋伊兵衛(口印)、大竹屋庄右衛門(ハ印)である。これらの情報は町絵図に記載されているはずであるが、町絵図はイに關しては欠損および明らかに写していない部分がある。町役人情報も欠損及び不写の可能性があり、厳密に言えば上材木町絵図の部分図、記されているのは口・ハ全体とイの約三分の一である。

上材木町は本町で東外惣構のすぐ外側に沿う道、天神町からの続きで下材木町・浅野川大橋詰めの橋場町に続く道の両側町である。文政五年(一八二二)六月には町名改正があり、イは材木町一丁目、口は二丁目、ハは三丁目となる。材木町は小立野崖下の天神町方面から一丁目が始まり、二丁目との堺は成瀬家(八〇〇石)の表門前、二丁目と三丁目の堺は剣先辻(現賢坂辻)、三丁目の続き四丁目以降は元の下材木町である。

町絵図の屋号・名前と名帳記載の屋号・名前を対照すると、ほとんどが一致しており絵図は確実に文化八年(一八一二)のものであることが確認できる。名帳に「申三月」等の記載がある人名は翌文化九年の移動等の結果を記しているため、当絵図ではその前の状況が確認できる。

当絵図での浜屋は、ハ印(三丁目)に「浜屋小右衛門」と記されているので七代小右衛門のことである。浜屋小右衛門の屋敷地は、金沢城側から見ると、紺屋坂を下り、御小人町方向、右に小将町、左に味噌蔵町を見て進み、東外惣構を越した直ぐの剣先辻を左に折れ、浅野川方面に向かい左手、通りに面した三軒目で、屋敷地の裏手は惣構堀に面している。当絵図ではこの団子商売「浜屋小右衛門」の箇所のみ朱丸が付けられ、二軒右隣には「扇子商売 居町組合頭 大竹屋庄右衛門」の屋敷地が確認できる(口絵参照)。

49・21・5・28については七代小右衛門(5・7)、八代幸右衛門(8・11)、九代甚七(13・27)、十代次郎吉(28)と代ごとにまとめたが、八代幸右衛門はその初期と末期において「小右衛門」と名乗った可能性があるため、七代小右衛門としたものについては八代の可能性もあることを考慮しなければならない。また、九代甚七については文久二年(一八六二)には組合頭(49・21・13・18)となっていたことが確認できる。

藩が町人から収納する上納銀(借上銀・御用銀・調達銀)関係が多いが、まとめたものは「五カ年御用銀請取状」(49・21・8)である。文政十三年(一八三〇)三月藩は当年から五カ年御調達銀の上納を命じており(『加賀藩史料』一四編)、浜屋は文政十三年から五カ年毎年銀六〇目、計三〇〇目上納し、天保六年(一八三五)に五年分の請取が算用場から出されている。年単位の上納額については三三三匁(49・21・6)、四八匁(49・21・5・16③④)、七八匁(49・21・15・16②)、一〇〇目

(49・21・7)、一五六匁(49・21・16)①、三〇六匁(49・21・17)である。なお、「御調達銀方」の印は、その他の「御用銀方」・「御借上銀方」の印と同じであることから、その都度収納方の名称は変わるが実態は変わっていない。

救恤関係史料も多く、施米(49・21・10・11・19)については富裕町人としてであるが、「引田屋嘉兵衛御小家縮所行に付入用帳」(49・21・12)および「疋田屋傭す御助小屋賄方願に付聞届達書」(49・21・21)等については引田(疋田)屋嘉兵衛が浜屋甚七の従兄弟であることに関係すると考えられる。いずれにしても「吹屋町組合頭」や「吹屋町」が関係している。吹屋町の続きは田井新町でここには天保九年(一八三八)に「御救小屋」が作られている(『加賀藩史料』一四編)ことから、施米や「御助小屋賄方」は田井新町の御救小屋に関わるものと考えられる。「御仕法につき取上木綿下ケ渡願一件写」(49・21・18)は、裏書に「甚七組合頭勤願書写」とあるが、組合頭の勤め方との関係は不明である。丁数は二十丁を超えているが、綴じ代を作り出すため反古紙を補い綴じ直したためか、乱丁・落丁がみられる。元治元年(一八六四)の産物方仕法の実施に伴い木綿を取り上げられた近江商人が木綿の下げ渡しを願い、町奉行・算用場奉行まで関わった一件である。史料撰に掲載したが、その経過概要は以下の通りである。

江州愛知郡島川村の商人萩田久兵衛は今石動の御器屋平兵衛の依頼で店売りの白木綿を卸すことになる。久兵衛は手代である半兵衛に松任町等で白木綿を買い集め、元治元年(一八六四)三月上旬御器屋へ三三四疋を送り、残り約八六〇疋については御器屋では不要となったので久兵衛のものとした。三月下旬近江へ帰ろうとした前日、役人の取り調べを受ける。他国者は国産品を買い集めることは許されないと指摘により、経緯を述べたところ、金沢で売り捌くよう指示を受けた。帰国前だったので手判問屋で宿主でもある碓屋八郎右衛門に白木綿を預けた。八月二九日に金沢へ出て来ると、四月から仕法により国産品は産物会所で請印しなければ取扱いできないことを知り、九月上旬産物会所で請印を望んだところ白木綿は取り上げ処分となる。そこで手判問屋八郎右衛門を通し町奉行岡田与一に願ったところ、町奉行は、詮議の上、問題ないので木綿を返すべきと意見を添え九月二〇日に算用場宛に願を上げる。算用場は、四月一日仕法始まりに当り、仕法後は品を改め判押するが、仕法前仕入れの品については品を改めず判押する

ことを申し渡しているが、それに従わず、他国者の買い占めであり、不分明な点多く取り上げた旨町奉行に九月二二日附けで答え、願書を返している。これに対し、久兵衛は元治二年(慶応元年)二月と六月に取り上げられた白木綿の下げ渡しを再度願う。六月の願は町奉行が算用場奉行篠島左平に依頼したのか、篠島は算用場に再詮議の必要を願に添えているが、算用場は七月一八日附けで願は「難承届」と町奉行不破亮三郎に答えている。

なお、その後の経過については不明であるが、加賀藩では、仕法により木綿等に判押し判賃を取るとは慶応元年(一八六五)十二月十二日に差止めとなっている(『加賀藩史料』藩末編下巻)。

明治期の町政としては、明治六年(一八七三)六月、甚七は材木町三丁目一・四番組合惣代となり、同年十一月には加賀国第十一区小四区副戸長となる。材木町周辺は明治三年閏十月の区制では下南郷に含まれ、明治四年八月では金沢第四区となり、明治五年一月制定の区制で加賀国第十一区となる。第十一区の小区は一〇四区に分けられ、小四区は一五町からなり、材木町は三丁目のみが小四区で、その他尻垂坂通、小将町、賢坂辻通、横山町、浅野川上川除町などが含まれる(『稿本金沢市史』市街編第二 昭和四八年 金沢市役所)。甚七は一町内の部分的な代表から十五町内の副戸長に任命される程の有力者であったことが窺える。

Ⅲ 家

31 由緒 「中将様御尋に付所持御書・由緒答書および経緯書等」(49・31・1)の中将様は隠居後の十代藩主重教で、②から天明五年(一七八五)に藩主の書状等の所持について、書状の内容や所持者の由緒を一斉に調査していることが確認出来る。また、九代甚七の「由緒順次書上」(49・31・4)の年月が嘉永七年(一八五四)六月で、この時に八代幸右衛門が亡くなっている。このことから代替わりの時に由緒書を作成しているとすれば、文政六年(一八二三)一〇月の「浜屋由緒書」(49・31・2)は七代小右衛門が亡くなり、八代幸(小)右衛門に代替わりした時に書かれたと考えられる。

32 家族 ここでは家族の葬儀・婚礼等の儀礼や行事に関わる史料を、年代順にまとめたので、浜屋当主との関係について主に触れる(略系図参照)。

嘉永七年(二八五四)以降の史料であるため九代甚七以降である。なお、明治六年(二八七三)以降は屋号「浜屋」はほとんど使われず、苗字「森田」が使われる。

九代甚七は明治三〇年に七八歳で亡くなっている(49・32・41)。ヒサは明確ではないが「千木野屋」が出自と考えられる。倅は三人で、治(次)三郎は嘉永七年五月に十五歳で亡くなる。他に家督を嗣ぐ次郎吉(治郎助)と為次郎がいる。治三郎の治療には渡辺元隆・伊藤吉施・江間光当・毛利快安の医者名が確認でき(49・32・1)、為次郎は安政四年(二八五七)一歳で亡くなっている。娘は、いゑ・はる・このの三人で、長女いゑは安政三年石浦町の酒屋藤次郎に嫁ぎ、はる(春)は文久三年(二八六三)堀川町の剛屋次右衛門に、このは明治三年(一八七〇)片町酒屋太四郎方同居の紙屋理右衛門に嫁いでいる。なお、いゑは安政四年に駒次郎を出産するが夫藤次郎は安政七年に亡くなり、いゑは浜屋へ戻り、下材木町の能登屋彦三郎に再嫁する。駒次郎は藤次郎の兄である片町の酒屋太四郎に預けられるが、後に甚七が引き取り養育する。「浜屋治郎助前髪祝并駒三郎袴着祝一件」(49・32・10)の「駒三郎」は駒次郎の可能性が高い。また、駒次郎は明治六年叔父の次郎吉の養子となるが、後に解消し実父系酒屋家の苗字、林を名乗る。なお、片町の酒屋太四郎家は幕末期、複数の商売番付の上位に記されている呉服太物商「酒太」である。

一〇代次郎吉は慶応元年(二八六五)石浦町橋健堂の嫡女常と成婚する(49・32・13)。なお、橋健堂は書家および明治初期の教育者で、三島由紀夫の母平岡倭文重の祖父として知られる。また、次郎吉の嫡男小三郎(二一代)は明治二六年田村権六娘梅と成婚(49・32・34)し、同年長女留は金丸宅次郎に嫁いでいる(49・32・35)。この他家族関係について、菓子商売関係が中心の「諸書類綴」(49・42・14)13点中の③に次郎吉の子の死産関係(明治二六年)のものが含まれている。

33 屋敷・財産 明暦元年(二六五五)の「家屋敷売渡証文」(49・33・1)は町名が入っていないが「御公儀様を被下候」とあり、本町である材木町の屋敷地の可能

性が高い。買主「はまや与三右衛門」は三代の道休と考えられ、由緒書等では「寛永年中金沢へ引越」とあり、遅くとも明暦元年から材木町等の本町に居住したことが考えられる。上材木町屋敷地の裏地は東外惣構堀であるが、明治七年(二八七四)には堀が埋められ始めていることが確認できる(49・33・5②)。49・33・8は、一〇代次郎吉が病氣のため明治一一年隠居し養子駒次郎に財産を譲るが、次郎吉が回復したため同一四年駒次郎から次郎吉へ財産が戻された時の一連の史料である。

「道具扣」(49・33・16)は家財などの道具を書上、番号と金額を記している。三番の「探幽 御釈迦像」は二円五八銭と記されている。なお、森田家は材木町以外に味噌蔵町裏町に土地を所持(49・33・6)しており、この味噌蔵町裏町関係については菓子商売関係が中心の「諸書類綴」(49・42・14)の⑨にも確認できる。また同綴りの⑩では明治二七年隣地である材木町三丁目五番地を購入している。

34 家計・35 信仰・36 交際 「家計」については日常の買い物に伴う支払い関係をまとめたが、儀礼関係などに伴う事が確認できた場合は、「32 家族」の分類に含めた。また、菓子商売に伴う支払いなど明確に区分できないものはここに含めている。年未詳史料が多いが、基本的には幕末・戦前のものである。なお、浜屋の菩提寺は真言宗卯辰宝泉坊であり、葬儀などの儀礼に伴う史料は「32 家族」の分類に含めた。「交際」には茶湯関係を含めた。嘉永五年(一八五二)の「宗和流茶湯覚書」(49・36・1)の作成者は「青菰堂生斬」とある。「青菰堂」は明治期以降の森田の菓子店名に確実に使われており、近世から庵(店)号的に使われていたことが考えられる。「生斬」は年号的には八代幸右衛門と考えられるが、九代甚七は「松斬」の号を使っている。音が通じていることから「生斬」も甚七の可能性が残る。

IV 商売

41 金融 浜屋の商売について、由緒書では三代道休が宮腰から金沢へ引っ越して来たとき「麦商売仕」(49・31・1①)とあり、明治期には「森田家ハ従来質商并

餅菓子営業候(49・33・9①)とある。麦商売を示す史料は確認できず、近世では与三右衛門(道休)以降は金融が主体である。借用証文が多いが、米切手が数点確認出来る。米切手には藩米の蔵米切手(御印物)と給人米の払米切手があるが、当文庫では横山大和守(貴林三万石八家)収納米の払米切手(49・41・2)と奥野左膳(氏令二千二百石人持)収納米の払米切手(49・41・3)が確認出来る。いずれも質物として浜屋に入ったもので、沢屋嘉兵衛が浜屋に米切手を質入し銀子を借用したり、質物である米切手の入れ替え(49・41・20・23)をしている。沢屋嘉兵衛は銀仲である(能島紘一「加賀藩米仲買人制度について(上)」一九七四年『北陸史学』第23号)ことから、米切手が給人↓蔵宿↓米仲買↓銀仲↓質商へと渡っていることが窺える。

やや異なる米切手として「勘左衛門扶持方米御渡依頼状」(49・41・11)がある。差出の若林惣大夫(若林直喜)加越能文庫「先祖由緒并一類附帳」も宛所の沢崎惣兵衛(沢崎宗三)同前先祖由緒・深山安大夫(深山誠一郎)同前先祖由緒)も成瀬家(八千石人持)の陪臣である。勘左衛門も成瀬家の扶持取り(現米支給)の陪臣と考えられ、史料中の「御蔵米」は成瀬家の収納米を指し、勘左衛門が自身の扶持を質入れし借銀したのであろう。なお、成瀬家も浜屋から借銀(49・41・1⑦)をしており、「算用残り銀請取状」(49・41・12)の差出である堤安大夫についても、成瀬内蔵助家臣「堤久作」(同前先祖由緒)の判と安大夫の判が同じであり同一人物と考えられる。久作は由緒帳では成瀬家の「小買物役」を勤めていることが記されている。

成瀬家以上に浜屋との関係が深い藩士に上坂家(三千石人持)がある。安政五年(一八五八)浜屋甚七は上坂藏人景充から「数十年品々用向相勤候二付」を理由に年六俵の合力米を受けることになる(49・41・13)。その頃の史料は明確ではないが、上坂景充は慶応四(一八六八)年六月能州所口在任を命ぜられ、勤めとして所口へ引越す必要があった。そのときの諸費用の出納に浜屋が関わった事(49・41・14・16)が確認できる。商人が大身の藩士の台所にまで入り込んでいることが窺われる。この関係からか上坂主鈴景融写の兵学関係史料(49・55・2・4)が浜屋に遺っている。

42 菓子業 菓子業については、金融と異なり近世の史料は少なく明治以降が主体である。浜屋は文化八年(一八一二)の町名帳には「団子商売 浜屋小右衛門」とあるが、小右衛門は酉年五月菊屋五左衛門から二貫六百目で生菓子株を買い取っている(49・42・1)。生菓子商売株は天保九年(一八三八)三月に「無株商売二被仰渡」(『金沢市史』資料編7 142頁平成一四年金沢市)されていることから天保八年酉年以前、生菓子株購入以後に「団子商売」とは考え難いので文化八年以降が考えられる。一方、生菓子商の菊屋を商売番付で確認すると元治二年(一八六五)の「商家蕃昌宝の入船」(石川県立歴史博物館蔵)では「同(浅ノ川) 菊屋生菓子」、明治初年の「東西繁栄鏡」(金沢くらしの博物館蔵)では「モリ下町 菊や生菓子」が確認できるが、株を譲った菊屋五左衛門との関係は明確ではない。

近世ではこれ以外に史料はなく、明治一〇年代以降大正期まで菓子業関係史料が多い。明治一三年(一八七九)には新たに店を開き(49・42・5)、堤町に支店(49・42・12)も出している。明治一三〇一七年には「菓子仕立」や「菓子法」など菓子の製造に関する史料がまとまっている。明治一八年には菓子製造・小売・卸売の営業鑑札(49・42・13)や菓子仕入鑑札(49・42・14⑩)、菓子営業許可を得ている(同⑫)。また、翌一九年には餅小売の営業品目増加(同⑥)を届けている。店名は「青菰堂」で、各種印鑑(49・42・16)の中の場所表記は材木町三丁目他「買坂辻」や「剣崎辻」が使われている。また、丸の内「濱」の字も確認でき、「浜屋」の屋号も遺っている。明治二七年には菓子箱の表紙や看板などに付ける商標を登録(49・42・17)している。商標は「金箔ニテ剣九星」(同①)とあり、九曜の中心の星の周りに八本の短い剣が八星との間に配されたもの(49・42・18)である。製造した菓子は博覧会等にも出品(49・42・2・8・27・28)し、表彰もされている。

43 その他商売 菓子業が本格化する前、明治八年(一八七五)に煙草印紙売捌(49・43・1)、九年には鯛網商売(49・43・2)などを始め、明治一七年には郵便切手売立鑑札(49・43・3・5)を得ている。なお、質商についても明治期に続いていた(49・43・8)ことが確認できる。

参考品

参考品は一八件五八点であるが、文書入れの木箱等を除き、一五件五二点を目録に掲載した。袱紗・風呂敷などの布類や櫛・簪・笄などの髪飾りが主体で、森田家（浜屋）の家紋と考えられる「木瓜の内蛇目紋」が施された物が多い。

浜屋文庫 史料撰

1 寅(一六四)（慶長十九年）八月 前田利常書狀（49・11・1）

（串鮑・鯉到来に付礼状及び屋敷遣に付）
以上

串鮑武束并鯉拾連到来、祝着之至候、然者大野川へり宮腰浜ニ而百間四方屋敷
ニ仕度候旨、則遣之候、謹言

寅八月朔日 利光（判）

〔端裏書〕「森田武兵衛殿 筑」

2 元和七年三月 前田利常免許状（舟役免許状）（49・11・2）
(一六二)

以上

其方所持分舟役令免許了、以来員数増減次第奉行人迄申理、可致其沙汰候、自
余於令混乱者可為越度者也

元和七年三月十七日（印「満」）

森田四郎左衛門殿

3 延宝二年八月 前田綱紀田地宛行状（49・11・5）
(一六七四)

能登国能登郡三階村田地之内、老町八反百八拾八步宛行畢、右全可收納者也

延宝二年八月廿八日（印「満」）

三階村

源五

4 御用舟関係綴（49・12・1）

① 寛永九年三月 松前御船の鉄、宮腰鍛冶屋預に付書状
(一六三三)

一、先年松前へ被遣候御舟ニ鉄式拾駄、但束数拾束、此費目式拾三貫目、山本
甚兵衛方を請取申候、右之内壹貫參百目舟道具ニ遣申候、残る式拾壹貫七百
目ハ宮腰かちや新右衛門方ニ預ケ置申候、此通被仰上可被下候、以上

寛永九年三月廿一日

森田四郎左衛門（判）

主計 殿

三右衛門殿

③ 寛永七年八月 寛永六年松前船にて遣わす兵糧米余り銀の事
(一六三〇)

寛永六年ニ松前へ被遣、船壹艘分兵糧米ニ被遣内、余り分之代銀之由にて被指
上銀子之事

合三百八拾二匁者 朱封銀

右請取置申候、買米手前を指上次第二一紙ニ切手可被遣候、以上

寛永七年八月六日

井内清兵衛（判）

寺西李兵衛（判）

森田四郎左衛門殿

④ 寛永十六年十一月 御舟困御用に付請取銀子小払目録指上証文
(一六三九)

請取申銀子之事

合六拾匁者

右之銀子者先年各島へ舟ニのり分申候、則御公儀を請取候、尽申不足之内、無
算用ニ先被指上候ニ付、請取御舟之かこい之御用ニ式拾六匁わらかい申候、三
拾四匁ハなわかい申候、小払之目録御会所へ指上申所如件

寛永拾六年十一月廿二日

大島八兵衛（判）

池森清右衛門（判）

宮腰町

九郎三郎殿

四兵衛殿

〔端裏書〕右面書之通、六拾目之銀子奉行人大島八兵衛・池森清右衛門請取、御舟圀之御用ニ相達者也

齋藤中務(印)
河原兵庫(印)
森權太夫(印)

5 天保一〜六年 五力年御用銀請取状(49・21・8)

①

(割印) 一、六拾目 御調達銀
当年分
右請取申候、以上

寅五月 御調達銀方(印)

浜屋 幸右衛門殿

②

(割印) 一、六拾目 御調達銀
当年分
右請取申候、以上

卯六月 御調達銀方(印)

浜屋 幸右衛門殿

③

(割印) 一、六拾目 御調達銀
当年分
右請取申候、以上

辰五月 御調達銀方(印)

浜屋 幸右衛門殿

④

(割印) 一、六拾目 御調達銀
当年分
右請取申候、以上

巳六月 御調達銀方(印)

浜屋 幸右衛門殿

⑤

(割印) 一、六拾目 御調達銀
当年分
右請取申候、以上

午六月 御調達銀方(印)

浜屋 幸右衛門殿

⑥

一、三百目 文銀
右、天保元年申渡置候五ヶ年御用銀、全上之請取者也
天保六年八月 御算用場(印「算用場」)

浜屋 幸右衛門

6 (元治元・慶応元年) 御仕法につき取上木綿下ヶ渡願一件写(49・21・18)

※乱丁・落丁のため各丁の頭にa〜zを附す。

a

聞前之趣も有之、彼是以不分明之義ニ付、取揚ヶ候段申渡候義ニ候条、左様可有御承知候、依而別昏久兵衛書付致返脚候、以上

子九月廿二日 御算用場

(金沢町奉行) 岡田与一殿

乍恐以書付奉歎願候

一、私義呉服商売仕、前々右衛門当地江罷越、奉蒙御国恩、難有渡世仕来申候、然処、私得意先今石動御器屋平兵衛与申者被頼、去年三月

b
品々類御印請不申而ハ取扱方不相成段御承り候二付、右御会所江罷出御印相願候処、御仕法前二買入候品丈尺無御改御印押被仰付候二付、其節御印請可申筈、且ハ右品々買二相当り其外御聞前之趣も御座候二付、御取揚ケ可被遊旨、御算用場表右仰来候段被仰渡、私ニおいて何共当惑仕、再心書付を以奉歎願度奉存候処、一統出立方被仰渡、重々当惑仕候得者、其節押而奉歎願候義も恐入、一端

c
奉畏候得共、最早用向も夫々相濟、何分出立前之事故、何卒当秋出府之節迄売捌方御猶予奉願上候、其上則御聞届被成下候二付、右木綿者私封印仕、宿主八郎右衛門方へ預ケ置、直様出立仕候処、私義前月廿九日御当地へ着仕候処、宿主八郎右衛門申聞候ハ、当四月右御産物御役所ニおいて御国産之品々不殘御印請不申而ハ取扱方不相成段被仰渡、一統御触渡御座候旨申聞候二付、始而承り一応右平兵衛方江も及引合、御産物方御会所江御達申上御印請売捌可中心得罷在、就当手代共当六月

d
下句より出府罷在候故、右御仕法之御様子承り候ハ、今石動江及引合、早々御印請不申候哉与申入候処、何分私出立之節重而出府仕候上、売捌候砌一応及改可申旨御手先御役人中被仰渡候義も承り居、是迄私之封印有之故、出府（虫損）帰罷在候之段、手代共申聞候二付、当月上旬御産物方御会所江罷出、右之白木綿ニ御印請申度段相願候処、仕抹方御尋ニ付委曲前段之趣荒増申上候処、覚書ニ調指おく様被申談候二付、則其節調指上置候処、当十三日右御会所

e
手先役人を以爲相調理候処、都而如在無之二付、当町ニおいて売捌き方之義申渡置有之候処、其節売残り分宿主八郎右衛門江指預ケ置、今度致出府候処、産物方仕法之趣八郎右衛門より申入候二付、産物会所江荷物見届方之義及改候

処、右売残り白木綿詮義之趣有之二付取揚ケ候段申渡候旨等別紙之通り久兵衛願出候二付相達候、前段産物会所不相建前宿主江指預ケ罷歸り、今度致出府候二付、夫々及改候品被取揚候義者、産物会所格合ニ相背申義ニ而も候哉、且、不正之買入方ニ而も致居候哉、外ニ相替義も無之候へ者、一端

f
拙者共ニおいて詮義之上指解候品之義ニ候間、今度之儀ハ願之通り御指解有之様致度候、已上
子九月廿日 岡田与一印
御算用場

g
右之趣致承知候、各紙面并久兵衛願之趣ニ候得共、御国産絹布木綿当四月朔日右仕法相立候二付、丈尺相改判押渡方申渡候二付、無判之品取扱申間敷旨等被申渡候様、当三月十八日申達候通りニ候、仕法前仕入之品無判ニ而取扱候而者紛敷趣も有之候二付、前仕入之分ハ

御役人中御越ニ而御詮義之趣御座候而、右品物御取揚ニ相成候旨ニ而御封印、宿八郎右衛門江御預ケニ相成、私ニおいて何共当惑至極仕候、何分御当地御振合も爾与存不申、実以私ニ買集候品ニ而も無御座候、右御仕法之趣承り候上ハ、尙正ニ而も無印之品売捌申義ニ而も無御座、誠ニ御締方大切与相心得罷在申義ニ御座候、今度之義ハ格別之御詮義を以右木綿御指解、御印被成下御渡御座候様幾重ニも奉願上候間、何卒御慈悲を以被為聞召上願之通り御算用場御産物方江被為仰遣被下候ハ、難有

h
忝可奉存候、已上

御手判問屋 八郎右衛門殿
元治元年九月
御手判問屋
八郎右衛門殿
旅人江州愛智郡島川村
萩田久兵衛

右私方旅人江州愛知郡島川村萩田久兵衛書付申二付、添書仕奉願上候、已上

御手判問屋

八郎右衛門

御奉行所

手判問屋八郎右衛門方旅人呉服商売江州愛知郡島川村萩田久兵衛義、松任町等二おいて買入候白木綿売捌方之義二付聞前之趣有之、当三月

i

右平兵衛方江追々差送り可申候処、御手先御役人衆を以御察当、夫々御調理二相成候二付、前段之趣委曲申上候処、元來他国者御国産之品買集候義不相成段被仰渡、実以御当地御縮方も存不申、うかと相心得仕入方仕候段申上候処、夫々御詮議之上如才も無之候二付、其後心得方被仰渡、右木綿御当地二おいて売捌候様被仰渡、難有奉畏候、然処元方大病之者有之、早々帰国可致旨飛脚を以申來、則

j

帰国仕候得共実ハ町御奉行所二おいて夫々御詮議之上売捌之期迄御聞濟二相成、且ハ去春出立之節今暫逗留仕、御印請可申訊二而も可有御座様被為答候義御尤至極、何共奉恐入候得共、実以去秋出府迄売捌方御猶予御聞濟二付、唯々帰国を急ぎ其儀も心付、昨年委曲奉歎願候通り従來奉蒙御国産ながら御国産多分買込メ買仕候程

k

之義毛頭無御座候、尤平兵衛二被頼無抛買入、其節全指送り可申処、品物も相揃不申、追々指遣可申之処、前段之仕抹柄二相成候得共、御仕法ヲ相背無御印之品取扱可申様之心中ハ曾而無御座、誠ニ御産物御話合も爾与不奉承知二付、右様之不都合二相成、何共奉恐入候得者幾重ニも此上之御慈悲を以御下ケ被為成下候様伏而奉願上候、元來平兵衛之頼ニよつて買入申候義ニ御座候故、平兵衛江も段々相歎き弁銀ニ而も

l

致呉候歟、亦ハ平兵衛方願も致呉候歟被申入候処、尤頼入候義相違も無御座候間、同人方も定而歎願も致呉候哉ニ奉存候間、御詮議外之御沙汰ヲ以願之通り

御聞濟被為成下候ハ、広太之御慈悲難有仕合奉存候、已上

御手判問屋八郎右衛門方旅人

江州愛知郡島川村

元治二年丑二月

御産物

御会所

萩田久兵衛

右私方旅人近江愛知郡島川村萩田久兵衛願書指出申候間、何卒願之通り御聞

届御座候様私方も

m

奉願上候、已上

御手判問屋

八郎右衛門

乍恐再心奉歎願候

一、私儀呉服商売仕、前々方御当地江罷越蒙御国恩難有渡世仕來申候、然処去

三月上旬私得意先今石動御器屋平兵衛与申者方店売白木綿売切候二付、仕

入方被頼手代半兵衛を以松任町等二おいて木綿八百五拾疋与拾四反買入、

n

丈尺不改判押渡方申渡候、右之通り申渡候上を以、御国産木綿筋合相立買入候義二候得共、其節判請置可申答二候処、其儀無之義者不相当義二候、右者久兵衛義帰国いたし罷有留主中封印之品故手代共取扱出来不申旨等書附之通り二候得共、久兵衛自国産持下り候品者手代共勝手ニ売捌方等取計罷在、右木綿二限り手代共取扱出来不申旨等申義ハ申立ケ間敷相聞、且御国産多分ニ買込候義者メ買躰ニ相当り、其外右二付而者於縮場二種々

o

御(虫損)申上候間、其上売捌き可申段二付仰付難有、右白木綿封附等仕捌八等方江預置、帰国致シ其後直様引歸シ出府可仕心得ニ罷居候得共、国元ニ而無抛用向在之、彼は大延引相成漸々此頃出府仕承り候得者、諸品御仕法ニ相成、

就夫二白木綿等も御印請売買可仕段奉畏、依而右木綿二御印押御願申上度儀二御座候、右以書付宜敷御願奉申上候、以上

子九月

萩田久兵衛

産物御会所

p

一、私儀呉服商売仕、前々方御当地被罷越蒙御国恩難有渡世仕来申候、然処当三月上旬私得意先今石動呉服屋商売人御器屋平兵衛与申者方店売白木綿売切候二付、仕入方被頼候二付手代半兵衛を以松任町等二において木綿千貳百疋仕入、右之内右平兵衛方へ三百三十四疋指送り、追々指送り可申筈二御座候処、暫見合呉候様申来、甚迷惑至極ニ奉存候得共、往來取引も仕居、御得意先之義二付難黙止義二付、無拋残候八百五十

q

九疋与拾四反私方手附ニ相成所持仕候、然処当三月下旬ニ至り夫々用向も相濟出立可仕与存罷在候処、出立前日ニ至り御手先御役人中を以夫々御しらべニ被成候二付、前段之趣委曲申上候之処、元來他国者御国産之品買集候義不相成段被仰渡、実以御当地御締方も存不申うかと相心得仕入方仕候段申上候処、夫々御詮義之上今度之義者如才も無御座候二付、已後之心得方被仰渡、右木綿御当地ニおいて売捌候様被仰渡、難有

r

私儀先達而より御当地江罷越逗留仕居候内、遠所白木綿買入遠所等江売捌方仕候二付、御調理ニ相成何共奉恐入候、就夫御国禁足ニも可被仰付筈之処、今度之義ハ格別之御詮義を以其儀御用捨、猶以來罷越候而も右様之義無之様嚴重被仰渡難有奉畏候、依而御請上之候、已上

元治元年子三月

石浦町

碓屋八郎右衛門 請人

江州愛知郡

島川村

萩田久兵衛 印

町御奉行所

乍恐奉歎願候

s

御手先御役人衆江重而出府之節迄売捌方御猶予奉願上候処、願之通り御聞届御座候二付、右木綿旅宿江差預ケ直様帰国仕候、然処去八月下旬出府いたし承り候処、当四月方御仕法御取開ニ相成、御国産之品不殘御印請不申而者取扱方不相成趣、宿主申候候二付、九月上旬御産物御会所江御印請ニ願出申候処、御様子之旨ニ而御取揚ニ相成、私共当惑至極心痛仕、右木綿之義ハ三月当御奉行所

t

より御吟味之上売捌之趣迄御聞濟ニ相成候品故、御仕法御開ニ相成候而も売捌之節御印御願申上候ハ、是ニ而御法も相背不申候哉与奉存罷在候二付、九月上旬売捌申度奉存候右御産物、御会所江御印請御願申上候処、御取揚ケニ相成候間、其砌直様前段之始末奉歎願候得共、買躰ニ相当り且ハ御聞前之趣も御座候由ニ而歎願書御返脚^御ニ相成、如何共十方暮、伏而

u

相歎再応奉歎願度奉存候処、御時節柄歎一統出立方被仰渡、重々当惑仕候得共押而御願申上候義も奉恐入、乍難洪一端帰国仕候、依而当三月御産物御役所江奉歎願候処、右御役所ニおいて願書御取上ニ不相成、歎願仕度存念ニ候ハ、其筋を以相願可申旨被仰渡、御返脚ニ相成誠ニ十方ニ暮心痛仕候、依之当御奉行所江奉歎願度奉存候処、逗留日限相満出立被仰渡、乍難洪直様帰

v

国仕候得共、差当り御年貢上納方ニ差支、家内之者ハ不及申、一類共一統打寄売渡歎憫ミ罷在申候為躰ニ御座候二付、今度出府仕不願恐、再応之御願方ニ御座候得共、去秋奉歎願候節御聞前之趣メ買躰ニ相当り候儀被仰渡御座候得共、從來奉蒙御国恩ながら御国産多分ニ買込メ買仕候様之義毛頭無御座、又ハ御国産莫太之品故メ買抔可致身上柄ニ而者

w

無御座、御上様ニ而如何様之御聞前ニ御座候哉、乍恐私共御召出夫々御調理被

為成下候ハ、有躰二具々■虚言冗奉申上候、且ハ我等極輕力之者ニ而少々之品柄持下り候与も過半他力ヲ以取続罷在候族ニ御座候故、右数多之木綿御取揚ニ相成候而者忽死目ニおよひ、家内一統浮沈之境ニ迷、猶又先祖ニ対シ面目も無御座、実以歎憫ミ居候躰、就而ハ一類共も右

x

同様打寄相歎心痛罷在候為躰ニ御座候間、何卒前条之始末被為聞召、以御法外之御憐愍、御慈悲を以右木綿御下ケ渡被為成下候様幾重ニも伏而奉願上候、乍恐此段御算用場江被為仰遣被下候ハ、冥加至極難在忝仕合ニ奉存候間、此段宜敷御願可被下候、以上

慶応元年六月

近江愛智郡島川村

萩田久兵衛

御手判問屋

八郎右衛門殿

y

右私方旅人近江愛知郡島川村萩田久兵衛書付出シ申ニ付、添書仕上之申候間、何卒御算用場江被為仰遣被下候様、私ニ奉願上候、以上

御手判問屋

八郎右衛門 印

町御奉行所

右御手判問屋八郎右衛門方旅人近江愛知郡島川村萩田久兵衛書附ニ宿主八郎右衛門添書仕、出之申ニ付上之候、已上

肝煎

八郎右衛門

手判問屋八郎右衛門方旅人近江

z

愛智郡島川村萩田久兵衛儀、先達而松任町等において買入候木綿、御詮義之趣有之御取揚ニ相成候ニ付、別紙之通り願出候ニ付相達之候条、猶更御詮義有之候様致度候、以上

丑六月十六日

御算用場
(算用場奉行)
篠島左平

右致披見候、願之趣御縮方ニ指障り難承届候条、此段御申渡可有候、以上

丑七月十八日

御算用場

(金沢町奉行)
不破亮三郎殿

追而別紙願書致返脚候、以上

〔裏書〕「甚七組合頭勤願書写」

※年号・文脈から r p q c d g h e f n a i j k l m s y z が考えられるが、b・o が繋がらないなど落丁もあり、明確では無い。

7 天明五年十月 中將様御尋に付所持御書・由緒答書および経緯書等
(二七八五)

(49・31-1)

①所持御書・由緒答書

乍恐申上候

一、私六代之先祖森田武兵衛与申者、宮腰ニ居住仕罷在、御材木并御兵糧米諸色御用相勤罷在候内、献上物仕候砌御書頂戴仕候由伝承仕候

一、二代 森田四郎左衛門

此者宮腰ニ居住仕、御用相勤罷在候内、献上物仕候砌御書頂戴仕候由伝承仕候

一、三代 四郎左衛門せかれ 浜屋道休

此者宮腰ニ居住仕罷在候所、寛永年中金沢へ引越、上材木町ニ居住仕、麦商

売仕罷在候

利光様

一、御判之物 壹通

利光様

一、御判之物 貳通

一、御判之物 壹通

又四通

右之通相伝、今以私方所持仕罷在申候、今般就御尋、別昏写書上之申候、以上

天明五年十月

町御奉行所

但豎物 宛所

森田武兵衛

但豎物 宛所

森田四郎左衛門

但折紙 宛所

森田四郎左衛門

上材木町浜屋

与三兵衛

〔端裏書〕此案文之通書上ル

②経緯書

扣

一、天明五年十月、私方ニ先年頂戴仕所持候御書、依中将様就御尋、則別紙写書又四通并由緒之義茂就御尋、是亦扣置候通相調町会所江指上申候、勿論金沢中一統御書頂戴之面々御尋被遊候事、右写書等町御奉行様金谷御殿江御持参被遊候由

天明五年十月

上材木町浜屋
与三兵衛
代

8 明暦元年十月 家屋敷売渡証文(49・33・1)

売渡し申家屋敷之事

一、町口三間五尺貳寸七分之地ハ、御公儀様方被下候、くい切代銀四百五拾目

売渡し、銀子慥ニ請取申候、自然此家屋敷ニ付何方も何様之出入申分御座候共、私罷出急度相さばき御手前様へハ少も御くのニかけ申間敷候、若出入相濟不申候ハ、家代銀相かえり申候者、急度銀子相かえし可申候、為其家屋敷うり渡し申候証文如件

明暦元年

十月十一日

の、市や

九郎右衛門

後家(略判)

おと、

又兵衛(判)

はまや

与三右衛門殿

9 元文元年十月 横山大和守收納米払切手(払米切手)(49・41・2)

覚

一、四拾石者

新京升

右、横山大和守当收納米預置内、当町長田屋豊右衛門売渡候条、米可被相渡所如件

元文元年十月十五日

松枝八郎兵衛(印判)

結城津太夫(印判)

井波能美屋

豊右衛門殿

候、以上

長田屋

豊右衛門(印)

〔附紙〕右之御米、私取次仕候処、相違無御座候、若相滞候者、此方方埒明可申

10 午十二月 勘左衛門扶持方米御渡依頼状(米切手)(49・41・11)

覚

一、壹石者

御蔵米

右、勘左衛門御扶持方米之内相払候間、此切手向次第御渡可被成候、以上

午十二月

若林惣大夫(印)

沢崎惣兵衛殿

深山安大夫殿

12 (明治三・四年)銀子等借用証文および質物入替状等綴(49・41・23)

⑨銀子返済に付御印物(米切手)御渡願

覚

一、三拾貫目 一口

一、貳拾貫目 一口

一、八拾貫目 一口

一、三拾五貫目 一口

一、貳拾貫目 一口

一、五拾五貫目 一口

ノ貳百四拾貫目

右返済指上申ニ付、御印物御渡被下申候、以上

三月七日

沢嘉

浜甚様

11 (二八五八) 安政五年 上坂蔵人様より合力米に付一件(49・41・13)

①合力米申付書

年中

一、六俵

浜屋

甚七

右、数十年品々用向相勤候ニ付、格別之趣を以、如斯合力米披申付候事

午正月

〔包紙〕安政五年午正月廿四日 上坂蔵人様方御合力米頂戴仕候、依而御代紙

九代目浜屋

甚七

⑫質物(蔵米切手等)入替状

覚

一、五拾石 福野町米 古

一、五拾石 よし久御蔵

ノ此金

五拾石 福光町米

廿五石 杉木町米

廿五石 ほり松町米

②出頭依頼状

申談度儀有之候条、明廿四日四ツ時頃台所迄可被罷出候、以上

正月廿三日

〔端裏書〕

上坂蔵人内

田中弥右衛門

瀧沢左守

浜屋

甚七殿

右入替可被下候、以上

二月廿一日

沢嘉(印)〔加州金沢沢嘉〕

浜甚様

①藏米切手等質入に付錢借用狀

覚

一、三拾五貫目

丁錢

此金

貳拾五石

高岡御藏

貳拾五石

福野町米

又

右御印物質物二入、丁錢借用仕候処、相違無御座候、追而本証文相改可申候、

以上

午十二月

沢屋

嘉兵衛(印「加州金沢沢嘉」)

浜屋甚七様

〔端書〕「三拾五貫目也」

13 (年未詳) 西五月 生菓子株讓渡狀および株代銀請取狀(49・42・1)

①生菓子株讓渡狀

覚

一、

生菓子
株銀

右、今般生菓子株、貴殿江相讓申所、相違無御座候、仍而代銀慥ニ請取申所
如件

西五月

菊屋

五左衛門(印)

浜屋

小右衛門殿

②株代銀請取狀

覚

一、貳貫六百目

生菓子株代銀

右不殘慥ニ請取申候、以上

西五月七日

菊屋

五左衛門(印)

浜屋

小右衛門様